

林勇蔵家の歴代履歴と累積文書について

——林家文書目録データベースによる再見——

中野 美智子

はじめに

昨年三月一〇日山口大学総合図書館において「林家文書目録データベース完成記念講演会」が開催された。林家の御子孫をお迎えし、総合図書館林家文書研究会に御指導・御支援いただいている人文学部田中教授、林家文書の一部を所蔵する山口県文書館の専門研究員山崎一郎氏の御出席を得て、経済学部木部和昭教授、江見伸子氏とともに、本目録作成にかかわった経緯から筆者にも講演の機会が与えられた^①。その機縁で林家文書目録データベースの監修者としてご協力いただいている木部教授のお計らいにより、四月二三日林家に所蔵されている履歴関係の史料調査が実現した。これにより従来の研究では必ずしも明らかでなかった林勇蔵家歴代当主の履歴が詳細に把握できるようになった。

そこで、林家文書目録のデータについても当初の企画どおり、文書の作成・授受・保管の観点から公職と私家にかかわるものに分け、公職はさらに役職による史料区分（分類）を行う「史料構成」を实

施することとし、図書館をはじめ関係者の協力を得ながら、この一年取り組んできた。林家履歴情報はそのような目録データベース構築作業によってさらに補完情報を得ることができた。

本稿は以上のような経緯で再構成した林家歴代の履歴情報を林家の御承諾を得て公開することを課題としているが、林家が歴任した藩政時代の勘場役人や明治期の行政役人の履歴とのかかわりで、林家文書に伝存する累積文書群の特色の把握も意図している。

一 四代林文左衛門く一〇代林勇蔵の庄屋時代

1 弘化四年の林勇蔵勤功上申書と「御仕成」

林家所蔵の歴代履歴に関する史料は二つのグループに分かれる。本項ではそのうち弘化四年三月（一八四七）付けの勇蔵自筆「御願申上候事」（柱書、以下勇蔵勤功上申書）とそれに関する史料を対象とする。前者は勤功書と呼ばれ、苗字帯刀などの「御仕成^{おしなり}」といわれる萩藩内の百姓・町人に与えられる格式を得るために上申した

願書である。後者はその根拠となる証拠書類等で萩藩の「御仕成」沙汰書や褒賞状などである。いずれも一〇代林勇藏によって巻物に仕立てられ六軸^③が伝存する。

勇藏の勤功上申書は従前公刊されていないので、木部教授に校閲をお願いし、林家の御承諾を得て、本稿で解読文を掲載することとした。長文にわたるが全文の解読^④を次に掲げる。

御願申上候事

私儀先祖代々小郡御宰判上中郷住居仕奉遂御百姓、御庄屋役・御勘場役等数代所勤仕、年限旁左二一ツ書を以申上候事
 一先祖より引続追々庄屋役九拾ヶ年相勤、其上新開田畠五拾七石余御造佐（作）入無之様^⑤ニして開立、難渋百姓江貸付米銀を者捨遣、御百姓取続仕らせ候段、林小右（左）衛門様・馬木五郎左衛門様より元禄十六末年御奉書頂戴仕居、其後高祖父^⑥父林文左衛門、曾祖父文左衛門、祖父兵吉、父文左衛門、私迄引続御庄屋・御勘場役所勤仕、尚又御当用米銀追々差出、御証拠物数通頂戴仕居、名字之儀ハ名乗来り永名ニ而御座候事

一曾祖父文左衛門（七代）明和四亥年（一七六七）より御勘場加勢役、勘場守役、算用師役、御恵米方、御茶屋番役、西浦御開作方大庄屋役、根大庄屋役、上中郷御庄屋役共、文化子

年迄（文化二丑、一八〇五、表1参照）前後取合三拾八ヶ年所勤仕候内、小郡中之閔御宰判ニ被仰付候節天明年大庄屋役ニ而御引分ケ、旁至而御用繁奉遂其節候事

一小郡新御開作中閔御宰判之節御築立被仰付、同人事（七代）御恵米方より定盤方^⑧ニ被召仕最初御繩張より成就迄夜白出精^⑨仕、兼而勤功茂有之、安永四未年（一七七五）文左衛門身柄一代刀御免被仰付、其後同六酉年上郷（上中郷）山口御宰判江御添石被仰付、同（安永六）秋より山口御勘場江被召仕、算用師役被仰渡、同寅秋（天明二、一七八二）迄相勤、同秋より御恵米方役被仰付、同卯秋（天明三）より町御恵米方被相添、同辰秋（天明四）勘場守気分相二付勘場守役被相添所勤仕候処、三役ニ而ハ御用繁ニ付、加勢忝人被相添所勤仕、其節標幟物境御改ニ付、別而御用繁ニ御座候所、昼夜出精奉遂、其節之内天明四辰年上郷（上中郷）小郡江御返石被仰付候得共、文左衛門儀ハ山口御勘場江御雇入ニして巷ヶ年被召仕、同四巳年（天明五）迄九ヶ年山口御勘場江被召仕、小郡御無人ニ付、同五ノ秋（天明五）より御引戻シ御恵米方被仰渡式ヶ年相勤、同未秋（天明七）より大庄屋役被仰渡、御恵米方年番ニして被召仕、同暮より西浦御開作御築立ニ付、三田尻・小郡両御才（宰）判より御汐留被仰付、諸村より御庄屋・畔頭、人夫六百人引連出張被仰付、御開作御頭人山田喜兵衛様、守永弥左衛門様御授之旨御受申上、両御宰判人夫遣

出精仕、御汐留堅固ニ相調御賞美被仰付、御褒美御銀子頂戴被仰付、難有仕合奉存候事

一 祖父兵吉事（八代）、曾祖父文左衛門（七代）上郷（上中郷）御庄屋役相勤候内、老極ニ付寛政四子年（一七九二）より本役同様ニして兵吉江代勤被仰付、享和三亥年文左衛門退役、直様後役被仰渡代勤拾壹ヶ年、文化末年（文化八、一八一二）迄本役九ヶ年、都合式拾ヶ年所勤仕、被為対勤功兵吉身柄役中被刀差免、引続文政式卯年（一八一九）迄八ヶ年所勤仕、同七月氣分相ニ付退役、御賞美已後八ヶ年所勤仕居候事

一 同人（八代兵吉）上郷（上中郷）御庄屋役、尚証人御庄屋相勤、御用繁ニ付文化九申年（一八二二）父文左衛門（九代）江代勤被仰付、同酉年（文化十）御勘場加勢役、文政式卯年（一八一九）迄八ヶ年所勤仕、同夏より兵吉後役被仰付、同十式丑年迄拾壹ヶ年、取合拾八ヶ年所勤仕、同十一子年御借上銀式貫目差出、被為対勤功父文左衛門江役中刀被差免難有、引続天保十一子年（十二丑年、一八四一）迄式拾九ヶ年所勤仕、私儀（一〇代勇藏）文政十亥年より揚井弥平太様御知行所給庄屋役被申付、同丑年（文政十二）より御勘場被召出加勢役被仰付、尚父文左衛門折々氣分相差発り、当時御用繁、彼是天保式卯年（一八三一）より代勤被仰付、同十一子年（天保十一）迄十四ヶ年所勤仕、御城御台所御作事ニ付銀五百目、心学修甫元銀等之内江同百五拾目、都合六百五拾目奉遂御馳

走^⑩過ル申年御借上銀壹貫五百目差出、旁被為対勤功天保（貼紙朱書割書）「天保十二丑年父文左衛門へ一代刀、俸一代刀御免」被仰付難有仕合奉存候、文左衛門事引続御庄屋役相勤候処、子九月より大庄屋之席（三）被差置、同丑九月（天保十二）御庄屋役退役、直様大庄屋役被仰付、翌寅八月（天保十三）迄所勤仕、同九月より辰八月迄（訂正貼紙）仕組懸りニ被仰付、同九月より（貼紙朱書）「父文左衛門勸農方当時相勤」勸農方被仰付、当未年迄（弘化四、一八四七）相勤、御賞美後七ヶ年共二以上三拾六ヶ年所勤仕候事

一 私儀文政十亥年（一八二七）より揚井弥平太様給庄屋役被申付、同十式丑年より勘場加勢役兼帯、尚父文左衛門氣分相之節御庄屋代勤被仰付、天保十二丑年（一八四一）より同本役被仰付、当未年（弘化四、一八四七）迄諸役取合式拾壹ヶ年所勤仕候事

一 天保五年（一八三四）小郡上中郷新町川堀浚被仰付存内引受、尚又御宰判諸村川々大段之堀浚ニ付、前積より父文左衛門懸りニ被仰付、成就迄所勤仕奉遂其節候事

一 同八酉（天保八）秋より翌戌年迄上中郷大川筋其外堀浚被仰付存内引受、前積之時節より成就迄日勤被仰付、尚又夫役賃銀其外受払御用返被仰付、大段之川浚成就仕、於御百姓中ニ茂難有仕合奉存候事

一 同四巳（天保四）夏米穀至而高値、小身之者難浚仕候ニ付、

飯米之内式拾六俵安売仕候処、被聞召上、為御賞美同秋於御茶屋御酒頂戴被仰付、難有仕合奉存候事

一場井弥平太様御知行所給庄屋役祖父兵吉享和三亥年（一八〇三）より文政式卯年（一八一九）迄式拾八ヶ年所勤仕、同夏より父文左衛門同十亥迄九ヶ年所勤仕、同年より私義相勤、今以所勤仕候事

一文政八申年（一八二五）小郡東津川土手破損之節、難洪者江貯之内差出、篠（川）外記様より御奉書頂戴仕居、尚又御頼若（頼母子）御取立之節ハ被仰懸次第身分相応二度々入組被仰付、其外難洪者取救仕、御賞美之御正抛物數通頂戴仕居候事

一天保七申年（一八三六）御借上銀壹貫五百目差出奉遂其節候事
一同十一子夏（天保十二）古今之洪水ニ付、大川土手其外破損所多、父文左衛門・私共ニ昼夜出精、御仕戻御普請成就迄奉遂其節候事

一同九戌夏巡見之御上使様御通路之節、父文左衛門・私共二本ノ（締）所御役割被仰付、文左衛門義ハ大（台）道村御昼休所諸宿御仕構ニ付御宿七軒、諸道具上中郷より持越引受被仰付、無御間欠御仕向仕、私儀ハ御宰判中御案内者繰出し、尚朱引御一紙直り仕調ニ付、御蔵元御上使方江罷出奉遂其節候事

一西浦新地小郡御宰判江被付置候節、困窮ニ付御仕組元銀之内江五百目差出候事

一成（清）徳院様文政元寅年（一八一八）御在郷之節山口より上郷（上中郷）江御狩ニ被為遊御越、乍恐私宅江御昼休所被為仰付、御帰殿之節も又々御小休被為仰付、難有冥加至極奉存上、御宿御仕構自力を以奉遂御馳走候事

一邦憲院様同九戌年（文政九）被為遊御在郷、山口御滞留中御当職様、御小休様、其外様小郡新御開作林光大井手表御獵之節、御往来共ニ御昼休所・御小休所ニ被仰付、自力を以御宿御仕構奉遂其節候事

一上中郷之儀ハ至而難洪所ニ而曾祖父文左衛門（七代）役中より大段之御仕組取立御百姓取救仕、存内中も手広ニ而山口・美弥郡・厚狭郡三郡之大境御宰判中八ヶ村草下木入相刈、大山野引受ニ而他郡より毎事出入事多所柄ニ御座候得共、是迄御厄害不申出、尚於地下も公事其外出入無之様ニ折合好所勤仕候事

一天保十二丑年（一八四一）従大公儀御廻浦御役人様御通路之節、父文左衛門大庄屋役中諸御仕構別而御用繁、私儀御案内御役割被仰付、諸事無御障御引受相濟奉遂其節候事

一法鏡院様弘化二巳春（一八四五）三田尻より小郡通被為遊御帰殿候節、陶村立石御小休所私御仕構御引受、御案内其外御役割被仰付、奉遂其節候事

一 郷之助様山口湯田御殿より天保十四卯ノ秋（一八四三）・弘化二巳ノ秋（一八四五）両度小郡林光大井出表其外江被為遊御步行候節、御獵場御仮家御昼所其外御仕構上下郷引受之場所迄御役割被仰付、諸事御引受両度奉遂其節候事

一 法鏡院様山口湯田御殿より小郡被為遊御步行、去年三月二十六日（弘化三、一八四六）乍恐私宅江被為仰付御小休所ニ御座候間、御次廻り疊仕替并御仮門其外諸事自力を以御引受仕、御座敷端ニ竹の子沢山ニ出居候所、見事之竹の子ニ付奉御内猷候様との御事、御内授被為仰付候ニ付、乍恐於私宅奉献上、同四月二日御帰殿之節茂被為遊御小休所、同様之竹の子出居、御印付ニして被為仰付置候分堀出、湯田御殿江奉献上候、冥加至極奉存上候事

一 御仕渡・御臨時・地下役所共ニ御普請所御記録御改ニ付、去年春（弘化三、一八四六）下全（詮）儀より郡方御役人様御上見迄引受昼夜出精仕、奉遂其節候事

一 社倉御囲穀之内江天保九戌年（一八三八）米四斗四升、天保十一年・同十二年兩年ニ米八斗八升、弘化式巳年（一八四五）粃壹俵差出候事

一 去年年（弘化三、一八四六）御沙汰之趣を以米式拾俵圍方被仰付、奉遂其節候事

右前書之通先祖以來引続御勘場諸役、御庄屋役所勤被仰付、廉有御通路¹⁷之度々御用端ニも相立、前書申上候通私儀彼是之御

役取合式拾壹ヶ年所勤仕、尚又社倉穀両度囲添、郷之助様御獵場上中郷江両度御引受、法鏡院様湯田御殿より小郡江御步行御往来共ニ乍恐私宅江被為遊御小休所ニ、自力を以御仕構仕、御普請所御記録御改、且又父文左衛門事天保十二年御賞美以後七ヶ年所勤仕居候、彼是之被為對勤功各（格）別之御詮議を以、俸代迄刀御免被仰付被遣候様奉願上候、此段宜被成御沙汰可被下候、以上

上中郷庄屋

弘化四未

林 勇藏 印

三月

大庄屋

秋本源右衛門殿

右前書之通申出候間、被成御沙汰可被遣候、以上

大庄屋

同日

秋本源右衛門 印

福田半六殿

右之通願出候彼者儀者、追々御用ニ茂相立、旧功茂有之候間、偏制外之御詮議を以何分宜敷被成御沙汰可被下候、以上

同日

祖式半左衛門 花押 印

山縣仙藏殿

(貼紙朱書)

「ヒヤシ」

弘化四未三月(一八四七) 非番大庄屋勸農方林文左衛門名目二而願書差出候所、郡方御仕法替二付、非番二而不被差出由二而、伴勇藏名前二於秋二問屋村田屋吉兵衛調替差出候所、於郡方二御引合之上今以文左衛門勸農方相勤候ハ、勸農方名目二して差出候様御付紙を以差下、又々未ノ七月文左衛門名前にして被差出候所、未ノ九月より当番大庄屋役被仰付、九月十一日急病死去致候二付、未ノ十一月十六日願書被差下、又々勇藏名前二して差出候事、先書御代官所手子山本兵左衛門江相頼不用分取り下ケ置候分此願江対シ申(傍注朱書)「弘化五」ノ二月林勇藏江無間被遂御吟味可被下段御書下頂戴被仰付候事

嘉永元申五月後年為見渡書記置事

御国中之儀ハ四月朔日より嘉永元年与被仰出事

林勇藏敬恒記

弘化五申二月被差免候節、御当職益田刑部様、郡奉行国司助十郎様、御代官祖式半左衛門様、御算用方様福田半六様、御代官所手子山本兵左衛門、大庄屋本間次郎兵衛、い(委) 細ハ御書下ケ頂戴仕候事」

右の勇藏勤功上申書を分析するにあたっては、林家の職歴と家格形成を示す「御仕成」を明確にすることを主眼においた。表1は、この勤功上申書を中心に林家四代文左衛門から一〇代勇藏の大庄屋就任までの職歴を示したもので、備考欄に職歴の形成と不可分の要素である「御仕成」沙汰書(許可書)の文言の抜書きを表記した。

「御仕成」については伊藤昭弘氏の論考¹⁸⁾において、萩藩の法令分析により「御仕成」の形成過程・性格等が明らかにされている。これによると、萩藩の「御仕成」は先祖代々の「勤功の累乗」を土台に、経済力重視(米銀の供出)を加味した藩や地域社会への貢献度を基軸にしたもので、両者のバランスは時代の状況を反映した政策により変化した。また、「御仕成」は「役中」「二代」「嫡子」と期限が細分化され、特に帯刀の許可は身分統制のうえから厳しく制限されていたことが指摘されている。

勇藏の勤功上申書も伊藤氏の指摘する特徴を備えたものである。先祖代々の勤功(地方役人の勤続)と、勇藏父子の度重なる米銀供出(借上銀、城台所作事、心学修補元銀、西浦新地仕組元銀、水害時救恤の貯米、社会困窮等)、藩侯一族(一〇代藩主毛利斉熙夫妻)の自宅における供応などの経済力を根拠に、「伴代迄」の帯刀を求めたものといえる。

勇藏の勤功上申書には文末に勇藏自ら手続きの経緯を註記した朱書の「ヒヤシ」が貼付され、父親九代文左衛門が弘化四年(一八四

表1 林家履歴—4代林文左衛門～10代・林勇蔵の庄屋時代—

世代	名前	役職名	就任期間		
			就任	離任	備考
4	文左衛門	上郷村庄屋	[延宝7～元禄14]		4-1：元禄13.12.10上郷庄屋. 4-1：元禄16.5.23「役中持懸り之名字被差免」
		上中郷庄屋	[元禄14～享保6]		2-1：享保6.10.19上中郷庄屋. ・藤井著書：享保11死.
5	文左衛門	[上中郷庄屋]	[享保7～享保18]		4-1：寛保元.12.25「先祖以来代々引続庄屋役」「身分一代名字被差免」. ・藤井著書：宝暦6死.
6	武左衛門				・藤井著書：明和2死.
7	文左衛門 (武左衛門)	小郡宰判 勘場役	明和4		4-2：勘場加勢役，勘場守，算用師.
		中関宰判	*◇明和5		◇三田尻宰判の一部と小郡宰判の一部を分割して新設.
		恵米方 *[小郡恵米方]	*[明和8.11～安永2.11]		2-3：「小郡中ノ関御宰判御恵米方役中，小郡沖御開作御築立」
			◇[安永3.9]		◇小郡宰判，中関宰判へ合併.
					2-3：「安永四未年父林文左衛門義武左衛門与申候節，一代刀被差免候」 2-2，2-3：安永4.4「身柄一代刀被指免」
		山口宰判	*◇安永6年		◇上中郷，山口宰判へ移管.
		算用師	安永6年秋	天明2年秋	2-3，2-4：算用師・林武左衛門.
		恵米方	天明2年秋	天明5	*天明4.12山口恵米方.
		町恵米方（兼帯）	天明3年秋	天明5	
		勘場守（兼帯）	天明4年秋	天明5	
		小郡宰判	◇[天明4.8]		◇中関宰判廃止により小郡宰判復活. *◇秋上中郷を小郡宰判へ返地.
		恵米方	天明5年秋	天明7	435-27：天明5.8.
		三田尻宰判	◇[天明6.11]		◇小郡・徳地宰判を三田尻宰判へ合併.
		大庄屋（根大庄屋）	天明7年秋 [天明7.8]	*[天明8.7] [天明8.8]	4-2：恵米方と年番. 434-05：天明7.8. 4-2：天明7暮より西浦開作築立 434-07：寛政2.7.
		小郡宰判	*◇寛政2.7.20		◇小郡宰判，三田尻宰判より独立，「西ノ浦」を小郡へ移管.
		[恵米方]	[寛政2.9]	[寛政3.8]	434-10：寛政3年8月.
		茶屋番	[寛政3]		・藤井著書：眼病により.
上郷(上中郷)庄屋	[寛政4]	享和3	731-02：寛政4.11上中郷庄屋. 442-03：享和3.4上中郷庄屋.		
西浦開作方大庄屋		[享和3]	423-06：享和3.9西浦大庄屋.		
[大庄屋]	*[文化元.9～文化2.8]		*◇文化元秋，西ノ浦(前ヶ浜塩田を除く)を三田尻宰判へ返還. 500-07外：文化元.9. 503-01外：文化2.8. 藤井著書：文化5死.		

8	兵吉	上郷(上中郷) 庄屋代勤	寛政4	享和3	4-2: 本役同様. 2-2: 文化8.10 「役中刀被差免」
		上郷(上中郷) 庄屋	享和3	文政2	4-2: 証人庄屋相勤.
		上中郷揚井弥平太知行所給庄屋	享和3	文政2	・藤井著書: 文政2死.
9	文左衛門	上郷(上中郷) 庄屋代勤	文化9	[文政2]	
		勘場加勢役	文化10	文政2	
		上中郷庄屋	文政2年夏 **	天保12.[8]	2-2: 文政12.12 「役中刀被差免」 432-01外: 天保12年8月. ◇文政6年「西ノ浦前ヶ浜村」 を三田尻宰判へ返還.
		上中郷揚井弥平太知行所給庄屋	文政2年夏	文政10	
		大庄屋	天保12.9	*天保13.8	4-2: 天保11.9より大庄屋席. 500-08外: 天保12.9. 2-2: 天保12.12 「俸代迄刀被差免」
		[非番大庄屋] 仕組懸り 非番大庄屋 勤農方	天保13.9 弘化1.9	弘化1.8 弘化4.[8]	701-28: 天保13.12非番大庄屋. 4-2: 弘化4.3非番大庄屋勤農方
		当番大庄屋	弘化4.9	弘化4.9	4-2: 弘化4.9.11急病死去.
10	勇蔵	上中郷揚井弥平太知行所給庄屋	文政10	[安政2]	2-4: 嘉永元.2上中郷庄屋并給 庄屋兼帯.
		勘場加勢役(兼帯)	文政12	[天保6]	2-4: 文政12~天保6 「勘場加勢」
		上中郷庄屋役代勤	天保2	天保11	
		上中郷庄屋	天保12.[9]	[安政2.8]	2-2: 嘉永6.12 「俸一代刀被差免」 104-09外: 天保12.9. 520-20: 安政2.8.

- 注) 1. 本表は林家所蔵の次の史料により、4-2を主体に作成した。数字は「林家資料目録」の史料番号。
 2-1: [庄屋・林文左衛門勤功上申書] (享保6.10.19, 帯刀願, 前欠)。巻物。
 ・享保12年 [改宗離且許可状 林文左衛門宛] を含む。
 2-2: 「毛利家御世中名字刀其外御正抛物 林勇蔵」(宝永2~慶応3年)。巻物。
 ・褒賞状及び「御仕成」沙汰書の奉書類。
 2-3: [林家「御仕成」正抛物控] 林勇蔵編輯・写 (宝永2~万延元, 寛保元年なし)。巻物。
 ・慶応2年「御願申上候事」(林勇蔵, 装条銃買入献金願) を含む。
 2-4: [七代文左衛門・九代文左衛門名字刀付立書抜写外] (文政8, 天保12年)。巻物。
 ・[永名名乗り由緒詮議ニ付書状] (庄屋・林勇蔵 大庄屋・本間次郎兵衛宛 嘉永元.7.24) を含む。
 ・米銀献納覚 (文政8.7~慶応2.8), 毛利家羽織下賜状 (明治18, 29年) を含む。
 4-1: [褒賞状及び名字「御仕成」沙汰書] (元禄8・13・16年, 寛保元年12月25日)。巻物。
 4-2: 「御願申上候事」(弘化4年3月, 林勇蔵勤功上申書)。巻物。
 2. 注1以外の依拠史料は次のとおり。
 ・4代・5代文左衛門の役職と就任期間: 能美宗一編『小郡町史』増訂 (1957, 小郡町), 540頁。
 ・*印は山口県文書館所蔵「小郡宰判本控」による。一部『山口市史』史料編 近世Iを参照。
 ・◇印の小郡宰判の統廃合, 上中郷・「西ノ浦」の分割統廃合は, 下記の文献及び上記の「小郡宰判本控」による。
 ①防府市編纂委員会編『防府市史』通史II 近世 (1999, 防府市)
 ②『山口市史』史料編 近世1 (2008, 山口市編・刊)
 ③『郷土史 ふるさと西浦』補巻2 (2002, 西浦公民館内西浦文化研究会編・刊)
 3. 表中の [] は本表の依拠史料により判断したことを示す。
 4. 9代文左衛門の**印: 文政4年10月~12月は何らかの理由で嘉川村庄屋信平が上中郷庄屋役を兼任した (林家文書, 141-19, 141-20, 505-10-09)。
 5. 備考欄について
 ①数字は注1の林家文書の史料番号と山口大学所蔵林家文書の史料番号を示す。
 ②「藤井著書:」は藤井竹蔵著『大庄屋林勇蔵 維新史料』(大正5年刊の復刻, 1971, 小郡郷土研究会)。

七)三月付で上申ししたが、同年九月急死したため、勇蔵が再手続きをし、翌五年二月(二月二十八日改元)吟味通達¹⁹⁾を受けたことまでが記されている。結果は嘉永六年(一八五三)二月付の沙汰書で「俵一代刀被差免²⁰⁾」た。許可の理由として、庄屋役(天保一二年より)、社倉米の供出、「姥倉御普請」への供出銀、天保の水害復旧の働きが掲げられている。

林家の「御仕成」の対象は、七代以降は永名を名乗っていることから帯刀願のみで、表1の備考欄に示したように、勇蔵大庄屋就任以前は、安永四年(一七七五)七代文左衛門の「一代」、文化八年(一八一)八代兵吉及び文政一二年(一八二九)九代文左衛門の「役中」を経て、同じく九代文左衛門の天保一二年(一八四一)「俵代迄」、さらに嘉永六年(一八五三)一〇代勇蔵の「俵一代」と、より上位の帯刀「御仕成」を獲得している。

勇蔵の安政二年大庄屋就任以降はさらに、安政七年(一八六〇)正月「嫡孫役中²¹⁾」、元治元年(一八六四)一月「嫡孫一代²²⁾」、慶応二年(一八六六)五月には「俵よりの嫡孫一代」と同時に「尚明キ候次第永代刀被差免候²³⁾」と永代許可の資格を取り付けている。

「明キ候次第」というのは永代「御仕成」の「株明」きを意味している。伊藤氏によると、安永七年仕法により永代「御仕成」の発行が停止され、以後領内で事実上それらが譲渡(売買)されるようになった実態があり、藩は安政三年三月郡奉行から法令を出し、「余程之積功之者」には永代「御仕成」に「明株」があり次第与えるが、

譲渡は従前と異なり「明役程之譲渡」を意味するものという「御手形之御仕法」(手形は永代資格の証明書)を定めた。²⁴⁾

林家歴代によるこのような家格形成活動を伝える安永四年以降の沙汰書(奉書)はすべて勇蔵により巻物一軸に仕立てられている。

2 林勇蔵勤功上申書による歴代の職歴

勇蔵勤功上申書に書き上げられた林家歴代の職歴は、表1の五代文左衛門から一〇代勇蔵の上中郷庄屋時代までである。先祖代々の勤功は「所勤仕」と表現され、勤功の積み上げが提示されている。役職名や就任期間については林家文書目録データベースによって各当主が役職在任中に作成・授受にかかわった諸史料と照合した。勤功上申書の補訂をしたものは依拠史料を備考欄に示した。山口県文書館所蔵の「小郡宰判本控」についても参照した。

先行研究については、藤井竹蔵著『大庄屋林勇蔵 維新史料』(以下、藤井著)、『小郡町史』増訂版を参照した。前者の依拠史料は記されていないが初代林勝助、九代林文左衛門までの家系図が示され、後者は「同家記録。県庁旧記。原田家古文書。役場記録」によるものとして前者を補訂し一一代までが記述されている。表1に採録したものは備考欄と注記に記した。また、矢野健太郎氏作成の寛政元、明治四年の小郡宰判大庄屋表²⁵⁾も参考にした。

歴代の職歴を表1によって概観すると、林家は先祖の四代延宝期以降、居村の上中郷庄屋役を世襲し(但し、六代は不明)、八代兵

吉以降は村内の藩士揚井氏知行所⁽²⁸⁾（給地）の庄屋（給庄屋）を兼帯した。萩藩は近世を通じて地方知行制がとられ、給庄屋は原則として一給に一人おかれた⁽²⁹⁾。

上中郷は天保一三年（一八四二）時点の記述とされる『防長風土注進案』（以下、『注進案』）や林家文書の藩政時代の地方史料においては「村」が付されていないので、林家文書目録及び本稿もこれにならった。『注進案』によれば村高三、二八九石余、内一三石余が給領地、戸数三五二軒、人口一、四五八人で、近世一般の村としては規模が大きい。吉敷郡北部の山口宰判に接し、南流する榎野川の兩岸に位置する山地の多い村で、天井川となった榎野川の氾濫に悩まされていた。村内には七つの小名（中岡、岩屋、上仁保津、八方原、新町、中畑、奥畑）があり、それぞれの蔵入地に畔頭⁽³⁰⁾が置かれ、庄屋がこれを選任、管轄した。

庄屋役の「御仕成」評価の基準は『小郡町史』増訂版によると、林勇蔵手記によるものとして（原史料は未確認）、庄屋役一五年ほどの勤めで役中名字、更に五、六年勤めると一代名字が許された。また、名字ある者は勤役二〇年で役中帯刀、更に六、七年を重ねると一代帯刀が許されたという⁽³¹⁾。勇蔵の「俸一代刀」の許可は庄屋役一三年目であった。

萩藩における地方（じかた）支配の行政区を宰判といい、幕末期には一八の宰判が設置され（表7参照）、代官を配置して管轄した。宰判は一般に十数か村で構成され、幕末期の小郡宰判について庄屋

の数でみると、上中郷、下郷、嘉川村、江崎村、遠波村、佐山村小都合、井関村、井関村惣給小都合、岐波村、名田島、二島、本郷、青江村、陶村・銭銭司村小都合（兼帯）、台道村の一五である（林家文書、安政五年九月「米銀差引帳」、恵米方・林勇蔵作成）。小都合庄屋は給庄屋を管轄する庄屋で、給地の大庄屋⁽³²⁾にあたる。

宰判の役所を勘場といい、宰判内の要衝の地におかれた。小郡宰判の勘場は山陽道の宿駅（幕府道中奉行所の『五駅便覧』は小郡宿、林家文書では小郡津市宿）がおかれた下郷の津市に設置された。勘場には「代官やその属僚および大庄屋以下の勘場役人が出勤⁽³³⁾」した。勘場と勘場役人については次項で述べる。

七代文左衛門、九代文左衛門、一〇代勇蔵はともに若輩の頃から勘場加勢役に採用され、文化一〇年（一八一三）生まれの勇蔵は一六才の時からで、父子ともそれぞれ七年間勤めた。一代の秀之進（のち秀一、ひでかず）も勇蔵の「御仕成」沙汰書等によると、父親の後任として給庄屋を勤め、文久三年（一八六三）には勘場見習として勤務していた⁽³⁴⁾。文左衛門・勇蔵父子は本村庄屋役を経て大庄屋に任命され勘場役人に昇進した。それぞれ二三年、一五年の経験を積んだ後である。庄屋役就任以前に勘場役人に登用された七代の場合は異例であろう。

七代文左衛門は次項で述べる明和〜寛政初年の宰判の分割・合併による変動著しい時期に、勘場役人として恵米方、大庄屋を歴任しており、藤井著書は「林家中興ノ主トス⁽³⁵⁾」と記している。

3 小郡宰判の行政地域の変動と林家の履歴

勇蔵勤功上申書には歴代の勤功とのかかわりで小郡宰判の行政地域の変動が記されている。具体的には七代文左衛門の役職と関係する中関宰判との統廃合、上中郷の山口宰判への分割統廃合、三田尻宰判内「西ノ浦」の小郡宰判への分割統廃合である。「西ノ浦」は一〇代勇蔵の献金も関係している。そこで、市町村市史等の文献や山口県文書館所蔵の「小郡宰判本控」、及び林家文書の調査によって得られた沿革を次にまとめておきたい。

中関宰判は『防府市史』によると明和五年（一七六八）七月、塩浜の開作による塩業の発展と三田尻御茶屋の大改修を意図して、三田尻宰判と小郡宰判の一部を割いて設置された。この宰判は三田尻宰判のうち「田島（西ノ浦）」などの諸村と塩浜、小郡宰判のうち樫野川以東の諸村と以西の井関・遠波両村から成っていた（旧版『防府市史』上巻）。その後、安永三年（一七七四）九月、小郡宰判は中関宰判へ合併されたが、天明四年（一七八四）八月中関宰判の廃止に伴い、旧三田尻宰判の地域を同宰判に戻し、旧小郡宰判の地域も小郡宰判として復活した³⁵。

この間上中郷は安永六年に山口宰判へ移管（「添石」³⁶）され、天明四年一二月復活した小郡宰判へ戻される（「返石」³⁷）ことになり、翌年にかけて「引分ケ」の諸手続きが行われた。林家ではこの時期七代文左衛門が山口宰判の勘場において恵米方等の諸役を勤めた。

合併期間中の勘場役人の役職名は「小郡宰判本控」によると、旧

宰判ごとに複数名おかれ、「小郡恵米方」「山口恵米方」のように旧所属宰判名を冠したものである。大庄屋も同様で、統合・分割が続く事態のもとでとられた措置と考えられる。

その後天明六年一月にも三田尻・徳地・小郡を一宰判としたが、小郡宰判は寛政二年（一七九〇）七月に独立した³⁸。勇蔵勤功上申書に「小郡中之関御宰判二被仰付候節、天明年大庄屋役二而御引分ケ」とあるのは、七代文左衛門の役職を考慮すると、このときの統合廃止を指すと考えられる。

三田尻宰判南部の「西ノ浦」の動向は『郷土史ふるさと西浦』に詳しい⁴⁰。その記述と、林家文書、及び「小郡宰判本控」等によってまとめると概略次のようである。

西ノ浦の天明七年開作（九月歛始め、一二月潮留）は萩藩撫育方による塩田開発（前ヶ浜塩田）で、林家文書に大庄屋林文左衛門の出張入用帳⁴¹が伝存する。その後寛政二年（一七九〇）一〇月に「西ノ浦古地、新開作（前ヶ浜塩田）、古開作（鹿角開作）」⁴²がともに三田尻宰判から独立した小郡宰判に移管された。「小郡宰判本控」（天明七〜寛政四年）によると、「引分ケ」の沙汰は寛政二年七月二〇日であった。

寛政二戊七月二十日引分ケ被仰付候事

御引渡写

此度小郡才判被相立三田尻西ノ浦を小郡江添石被仰付、山田喜兵衛事御代官并西ノ浦御開作頭人兼帯二して被差出候条、引

分書御沙汰候事

勇藏勤功上申書の「西浦開作大庄屋」は、代官山田喜兵衛のもとで塩田開作地を含む「西ノ浦」を管轄する役職と推測される。このことは林家文書に伝存する「西浦大庄屋」作成の享和元々三年の文書二点^④によってその一端を伺うことができる。

さらに文化元年（一八〇四）前ヶ浜塩田を除く地域（「西ノ浦村」「西ノ浦鹿角村」）が三田尻宰判へ戻された。「小郡宰判本控」（享和三ノ文化二年）所収の「丑（文化二年）四月二日伺 西浦御返石ニ付御引分一件控 郡方控」は、文化元年秋三田尻宰判へ「御返石」の沙汰により、元年一〇月々翌二年春にかけて移管手続きを行った当時の小郡宰判大庄屋九代林文左衛門の伺書である。そして文政六年（一八二三）、残る「西ノ浦前ヶ浜村」が小郡宰判から三田尻宰判へ返還された。

このことに関連して『萩藩宰判勘場跡』掲載の文化九年「小郡勘場建替差図」によると、勘場の建物間取図に「西浦」と記入のある四畳半の部屋があるが、文化元々文政六年の間に「西ノ浦前ヶ浜村」の管轄大庄屋がおかれたかどうかは確認できていない。

二 一〇代林勇藏の大庄屋就任以降

1 勇藏の役職沙汰書集成

林家所蔵の歴代履歴に関する史料の今ひとつのグループは、勇藏

の大庄屋就任以降のもので、役職・職務の任免に関する萩藩の沙汰書（辞令）・趣意書と褒賞状、それに勇藏に関する「御仕成」の「御正抛物」（奉書）を自ら筆写したものが掛軸三軸^⑤に仕立てられている。役職等の沙汰書はそのうち二軸に分けて、(1)安政二年「卯八月」々文久二年「戌閏八月」の二一通（役職一〇、職務一一、内、趣意書一）と、(2)文久二年「戌二月」々明治一〇年五月一七日の三〇通（役職・職務各一五、内、諸郡勘農方大庄屋二）の切紙が表装されている。沙汰書には勇藏の自筆で申渡し年月日、場所、同席の藩の役人、用務の内容等を記したいわゆる「ヒヤシ」が添えられたものがある（①一一通、②七通）。

このようないわば地方役人の任免沙汰書集成はおそらく萩藩内でも類例がないのではないだろうか。本来は地方役人としての「所勤」の証拠書類であり、「御仕成」のために勇藏が軸装したものである。しかし、萩藩では大庄屋についても任免は記録されていないので、大庄屋・恵米方の任免にかかわる実物の沙汰書集成は、私文書の域をこえて、重要な歴史的意義をもつものといえよう。

これによって勇藏の安政二年（一八五五）九月大庄屋就任以降の藩政時代、及び明治四年（一八七一）廃藩置県後の山口県庁吏員、さらに明治七年一月共同会社副頭取就任後、同一〇年解任（依頼退職）までの履歴を表2に示した。

役職名や就任期間については、表に注記したように、林勇藏「履歴之概略」（国立国会図書館所蔵、井上馨文書）、林家文書の勇藏自

表2 林家履歴—10代林勇蔵の大庄屋就任以降—

世代	名前	役職名	就任期間		備考 ◇：職務の発令
			就任	離任	
10	勇蔵	大庄屋	安政2.9	安政3.8	・役儀差替え、安政2.8申渡し。 610-07：安政3.8大庄屋。 ◇安政3.8：勸農産物江戸方御内用。
		恵米方 非番大庄屋席より	安政3.9	安政4.8	・役儀差替え。 ◇安政3.9：青江・二島・台道三ヶ村庄屋、 小都合役座、当秋勘定境仕詰受渡見届検証役。 ◇安政3.10：上中郷仁保津村田成開立所堤 築立普請一件懸り（神泉新塘築立）。 ◇安政4.5：二島之内幸田村・仁光寺村水 取之争議取扱い。 ◇安政4.6：井関村新開畠田成所・湯野河 内堤荒手付替・笠置・腹付普請一件懸り。
		恵米方（再勤）	安政4.9	安政5.8	
		恵米方（再勤） 非番大庄屋席より	安政5.9	安政6.8	・安政5.11.29申渡し。 ◇安政5.11：井関惣給・岐波村・名田島共 三ヶ村庄屋、小都合役座、当秋勘定境仕詰 受渡見届検証役。 ◇安政5.11.29：勸農産物御内用懸り。
		恵米方（再勤）	安政6.9	万延元.8	◇安政6.10：勘場建替一件作事懸り之者差 出、万事引受。 ◇安政6.11：二島・本郷・青江三ヶ村庄屋、 小都合役座、当秋勘定境仕詰請渡見届検証 役。 ◇万延元.12：陶村・同惣給・台道村共三 ヶ村庄屋、小都合役座、当秋勘定境仕受渡 見届検証役。
		恵米方（再勤）	万延元.9	文久元.[5]	・離任：任免状は文久元.8。 2-2：安政7.1「嫡孫役中刀被差免候」
		恵米方差替（免除）	文久元.5	[文久元.7]	・気分相ニ付役儀断り申出により差替。
		恵米方（再勤）	文久元.8	文久元.8	・8月中再勤。
		大庄屋	文久元.9	文久2.8	・役儀差替え。
		非番大庄屋	文久2.9	文久3.8	611-02、603-17：陶・鑄銭司村庄屋・小都 合兼帯庄屋。 ◇文久2.閏8：役儀差変え、非番にして差 置き、陶村庄屋役座、同惣給小都合役座御 用共取捌。 ◇文久2.閏8：同上ニ付趣意覚書。 ◇文久2.12：上中郷仁保津村靈泉新堤・神 泉新堤築立御普請掛り。 ◇文久3.6.6：砲台築き調え惣見合役。 ◇文久3.6.11：砲台築き調え惣見合役を解 き大頭取役。
非番大庄屋（再勤）	文久3.9	[文久3.12]	・離任：任免状は元治元.8。 611-03：陶・鑄銭司村庄屋・小都合兼帯。 ◇文久3.9：陶村庄屋役座、同惣給小都合 役座御用取捌。 ・役儀差替え、文久3.12大晦日申渡し。 「日記」090-13：文久3.12.30恵米方発令。		
恵米方	[元治元.1]	[元治元.8]	◇元治元.4：根役（恵米方）より津市宿方 仕組懸り兼帯。 2-2：元治元.11「嫡孫一代刀并伴よりの嫡 孫小都合以上之役儀相勤候節刀被差免」		

10	勇蔵	大庄屋	元治元.9	慶応元.8	・役儀差替え.
		大庄屋 (再勤)	慶応元.9	慶応2.8	2-2: 慶応2.5「俸よりの嫡孫一代刀被差免, 尚明き有之次第永代刀可被差免候」 ◇慶応2.8: 柳井田関門外三角形土塁築造, 諸事御用懸り.
		大庄屋 (再勤)	慶応2.9	慶応3.8	2-2: 慶応3「身柄尚俸代迄大庄屋格被差免候」
		恵米方	慶応3.9	明治元.[8]	役儀差替え, 恵米方・林勇蔵宛. ◇明治元.4: 根役 (恵米方) より 済生修甫 (補) 方兼帯. 「諸控」090-23-02: 明治元.8恵米方.
		恵米方 (再勤)	明治元.9	明治2.8	
		諸郡勸農方大庄屋 (民政局附)	明治2.7	[明治5.4.23]	・明治2.7.5申渡し. ・離任は「手控」090-56による, 租税課付勸農方大庄屋. ◇明治3.3.29: 諸郡采地返上詮議懸り. 民政局付諸郡勸農大庄屋宛. 039-14: 明治3年4月諸郡勸農大庄屋・采地返上御用係兼帯. ◇明治3.10.27: 船木部西須恵村開作所下詮議として出向, 勸農大庄屋・林勇蔵宛. 「手控」090-58: 明治4.2郡用局付勸農方大庄屋.
		[恵米方 (再勤)]	[明治2.9]	[明治3.8]	「手控」090-22による, 恵米方・林勇蔵宛 811-01, 530-15外: 明治2.9~3.8恵米方. ◇明治2.11: 本郷黒湯沖新開作築立, 世話方大頭取.
		恵米方 (再勤) 非番大庄屋席より	明治3.9	明治4.[9]	・辞令の任期は明治4.8まで, 恵米方・林勇蔵宛. ◇明治3.10: 根役 (恵米方) より南開作塩浜開立, 竈屋仕調その外諸普請, 小嶋開作築立一件世話方大頭取. ◇明治4.7: 根役 (恵米方) より東津川・干見折川普請御用懸り. 530-75外: 明治4.9恵米方.
		大庄屋	明治4.10	[明治4.10]	・役儀差替え, 恵米方・林勇蔵宛. ・辞令の任期は明治5.9まで. 350-02-01-11: 明治4.10大庄屋, 762-05: 明治4.10.28大庄屋.
		大庄屋免除, 大庄屋首席	明治4.11		大庄屋・林勇蔵宛. 気分相二付役義断り申し出, 大庄屋首席にて随時出勤. ◇明治4.11.13: 当分 [勘場] 仕組懸り. 先大庄屋・林勇蔵宛. 明治4年11月13日申渡し. ◇明治4.12.19: 根役より薄地 (はくち, やせ地のこと)高石難渋田, 御詮儀御用掛り. 勘場仕組掛り・林勇蔵宛申渡し.
山口県 等外三等出仕 [山口県庁吏員]	明治5.4	[明治6]	◇明治5.4: 租税課専勤. 「手控」090-56: 明治5.4.24林勇蔵請書. 「手控」090-52: 明治6.7.22等外三等出仕. 「南吉敷郡諸御困毅封放一件手控」090-55: 明治5.[4] 租税課改正掛5名のうち. 「同上手控」090-55: 明治5.9.17改革係として服務. ◇明治5.9.27: 改革掛り.		

10	勇藏	協同会社・副頭取	明治7.11.26	明治10.5.17	・就任は「日記」009-50、注4による。 ・離任：辞令は頭取、情願により解任。
		協同会社・本社用掛	明治10.5.17		・臨時社用出社。

- 注) 1. 本表は林家個人所蔵の次の史料を主体に作成した。
 9-1: [林勇藏「御仕成」沙汰書写外] (嘉永6年12月～慶応3年)。
 ・明治2年10月杉修道民事権少参事訓話、明治10年共同会社報賞状等を含む。
 9-2: [林勇藏任免沙汰書及褒賞状] (安政2年8月～文久2年閏8月)
 9-3: [林勇藏任免沙汰書] (文久2年12月～明治10年5月17日)
 2. 注1以外の備考欄に記した依拠史料は次のとおり。
 ・「日記」「手控」の作成者は林勇藏。数字は林家文書の史料番号。
 ・備考欄の数字は表1の注5-①に同じ。
 3. 林勇藏「履歴之概略」(国立国会図書館所蔵、井上馨文書)を参照した。
 明治初年の勇藏の職歴は発令・離任年月に本表と相違する点がある。
 ・明治2～明治4年4月 郡方付諸郡勸農大庄屋役。
 ・明治4年4月～明治6年 等外三等出仕山口県租税課専勤。
 ・明治4年7月～租税課専勤中、吉敷郡榎野川及干見折川浚渫工事御用係。
 ・明治5年8月～改革係。
 ・明治7～明治10年 共同会社副頭取。
 4. 共同会社就任年月日・役職等については、主として注3及び下記文献によった。
 ・藤井竹藏著『大庄屋林勇藏 維新史料』(大正5年刊の復刻、1971)
 ・田村貞雄「地租金納化をめぐる山口県民の動向―防長共同会社成立事情の考察―」
 『史潮』(大塚史学会) No.91, 1965, 25～52頁。
 ・会社名は田村論文では防長共同会社、その他は共同会社。
 5. 備考欄の◇印は職務の発令を示す。
 6. 就任(発令)・離任欄の年月次に付した[]は本表の依拠史料により判断したことを示す。
 7. その他
 ・明治4年10月発令の大庄屋役は通常の大庄屋役と解釈した。
 ・諸郡勸農方大庄屋役は明治5年4月等外三等出仕発令まで継続。
 ・山口県租税課改革係の辞令は明治5年9月27日であるが、注3の「履歴之概略」の記載は明治5年8月、林勇藏「手控」によると明治5年9月17日に服務の記録がある。

筆の「日記」「手控」、山口県文書館所蔵の「小郡宰判本控」、林家文書目録データベース、『小郡町史』増訂版等の文献と照合し、補訂を行った。依拠史料は備考欄及び注記に示した。

また、本表の大庄屋就任以降の期間における勇藏の「御仕成」についても、上述の史料により備考欄に示した。慶応二年五月の永代「刀御仕成」の資格獲得までは前述したが、残る永代「大庄屋格御仕成」についても慶応三年(一八六七)に「伴代迄大庄屋格」を許された。勇藏は「右之御奉書多端御時節無間廢藩二相成下り不申候処、慶応三卯年御免二相成候事」と感慨を付記している。

なお、表2の課題として、明治二年七月任命の諸郡勸農方大庄屋について役職名が明記された伝存史料がきわめて少なく、慶応三年九月から継続している恵米方との併任もあいまって、職務内容が必ずしも明確でないこと、明治五年四月発令の山口県庁吏員の任期終了の時点、及び明治七年一月共同会社副頭取就任までの動向について裏付け史料が得られていないことなどがある。

2 勘場役人の歴任と日記史料群

大庄屋就任以後の勇藏の職歴は藩政時代においては勘場役人としての役職であるが、表示のように、大庄屋、恵米方を歴任するとともに、間には非番大庄屋にも就いている。

林家文書には勇藏の日記史料群が伝存する。庄屋時代の日記は二点、大庄屋就任以降は「日記」「手控」(または手ひかえ)「諸控」

と標題がつけられたものを主体に三九点のものがある。前掲藤井著書にしばしば引用されている「見聞集」（表紙に「不許他見」の書入れがある）三冊も含まれる。日記史料群の性格を概観するため、林家文書目録データベースの書誌情報によって、表2で得た役職就任期間と日記史料群との関係を表3に示した。

これによると、勘場役人時代の勇蔵は、起筆年月日から知られるように役職発令の都度、新たに日記を起し就任初日から記帳したことが一目瞭然である。大庄屋役の場合は表紙の記入に役職の肩書きを入れるか、「大庄屋許」と記載してその他の役職の場合とは区別されており、勇蔵の心境の一端が伺える。

林家文書は勇蔵自筆の「ヒヤシ」の書込みによる周辺情報の付加の多いことで知られる特徴があり、林家文書目録データベースも努めてそのことを注記する方針を採った。表3の日記史料群はそのことを含め、勇蔵の記録行為と情報管理についての卓越した能力を物語っているといえる。

小郡町制百周年記念に出版された前掲『林勇蔵日記』は、勇蔵の日記類は単なる個人の私日記ではなく勘場の公務日誌であり、「日記」と「諸控」「手控」の区別はつけがたく補完しあうものであると解説している。同書巻末には「林家日記一覧」⁽⁴⁷⁾八一点が掲載されているが、勇蔵だけでなく秀一やその外の人物のものも含まれる。

勇蔵の勘場役人の就任状況について職種と更迭を概観すると、勇蔵は大庄屋就任後、恵米方と大庄屋を交代制により勤めている。

石川卓美編『山口県近世史研究要覧』によると、大庄屋は地方役人の最高職で一宰判に一人おかれたが、年番（任期は九月の就任から翌年八月まで）で交代するのを原則としていた。この両役は交互に交代したり、兼務する場合もあると述べている。⁽⁴⁸⁾ 身分・地位を示す地方役人の役職の更迭において、勇蔵のように同一人物がトップの大庄屋と次席の恵米方を年番で交代する人事制度は萩藩に特有のシステムではないだろうか。

勇蔵の例では「再勤」（再任）による継続や任期途中の交代も行われているが、大庄屋の更迭は恵米方あるいは非番大庄屋役との間で行われている。勘場役人としての在職年数は安政二年（一八五五）から明治五年（一八七二）の一八年間に、通算で大庄屋約八年、非番大庄屋二年四か月、恵米方九年八か月の勤務であった（明治以降の藩治職制、版籍奉還に伴う宰判・勘場の名称等の変更は表7参照）。諸郡勧農方大庄屋と恵米方の併任時期もあるが、大庄屋と恵米方の就任期間は同程度の比重である。両役にかかわる勇蔵の伝存史料を林家文書目録データベースによってみると、それぞれ約一千点の規模で大庄屋役が若干多い程度であり、この点もほぼ同じ比重である。

非番大庄屋の詳細は不明であるが、『もりのしげり』に「大庄屋助役」があり、「大庄屋の欠員又ハ病氣等ノ際之ニ代テ事務ヲ執ルモノニシテ宰判ニ寄リテハ之ヲ置カス、恵米方ヨリ之ニ任スルナリ」と説明がある。但し、これだけでは非番大庄屋に相当するかどうかの判断は難しい。

表3 林勇蔵の公職に関する日記史料群—大庄屋就任以後—

役職		史料番号	標題	表紙		起筆年月日
役職名	就任期間			標題年次	作成者	
大庄屋	安政2.9～安政3.8	090-10	日記	安政2年9月～安政3年8月	大庄屋 林勇蔵	安政2.9.1
		090-09	見聞集	安政2年9月	政恒	安政2.9
恵米方	安政3.9～安政4.8	090-08	日記	安政3年9月	林勇蔵	安政3.9.1
恵米方	安政4.9～安政5.8	090-07	日記	安政4年9月	林勇蔵政恒	安政4.9.1
恵米方	安政5.9～安政6.8					
恵米方	安政6.9～万延1.8	090-04	日記	安政6年9月	林勇蔵	安政6.9.1
		090-06	見聞集	安政6年9月	林勇蔵	安政6.9
恵米方	万延1.9～文久1.8	090-11	日記	万延元年9月	林政恒	万延1.9.1
大庄屋	文久1.9～文久2.8	090-19	日記	文久元年9月	大庄屋許	文久1.9.1
		090-17	見聞集	文久元年9月	政恒	文久1.8
		090-18	手ひかえ	文久元年9月		文久1.9
非番大庄屋	文久2.9～文久3.8	090-16	手控	文久2年9月	林政恒	文久2.9.1
		090-15	手ひかえ	文久2年9月	林政恒	文久1.閏8
非番大庄屋	文久3.9～文久3.12	090-13	日記	文久3年9月	林政恒	文久3.9.1
恵米方	元治1.1～元治1.8	090-12	○手控	文久4年正月	林政恒	文久4.3
		090-14-02	諸控	元治元年子一		文久3.3
		090-14-03	○諸控	元治元年子二		元治1.7.6
大庄屋	元治1.9～慶応1.8	090-20	○日記	元治元年9月	大庄屋許	元治1.9.1
大庄屋	慶応1.9～慶応2.8	090-26-02	○日記	慶応元年9月	大庄屋許	慶応1.9.1
大庄屋	慶応2.9～慶応3.8	090-25	○日記	慶応2年9月	大庄屋許	慶応2.9.1
恵米方	慶応3.9～明治1.8	090-24	○手控	慶応3年9月	林勇蔵政恒	慶応2.12.17
		090-23-01	○諸控	慶応3年9月	御恵米方 林勇蔵	慶応3.8
		090-23-02	諸控	明治元年辰一		慶応4.2
		090-21-02	諸控	[明治元年辰二]		明治1.10
恵米方	明治1.9～明治2.8	090-21-03	諸控	明治元年辰三		明治1.10
		090-22	○手控	慶応4年9月	林政恒	明治1.9
		090-21-01	諸控	慶応4年9月	御恵米方 林勇蔵	慶応4.9
恵米方	明治2.9～明治3.8	090-21-04	諸控	明治2年		明治2.7
		090-61-01	諸控	明治2年9月		明治2.8
恵米方	明治3.9～明治4.9	090-61-02	諸控	明治3年		慶応3.12
		090-57	手控	明治4年		明治3.9
大庄屋	明治4.10～					
大庄屋首席	明治4.11～					
諸郡勸農方 大庄屋	明治2.7～明治5.4	090-60	手控	明治2年7月	林勇蔵	明治2.7
		090-59	[諸覚綴]	明治2年10月		
		090-58	手控	明治4年2月	勸農方大庄屋 林勇蔵	明治4.1.23

[山口県庁 吏員]	明治5.4～明治6	090-55	※	明治5年8月8日	林勇藏	明治5.8.8
		090-56	手控	明治5年正月	林政恒	明治5.1
		090-52	手控	明治6年	林政恒	明治6.7.22
		090-53	手控	明治6年8月25日	林勇藏	明治6.8.25
共同会社・ 副頭取	明治7.11.26～ 明治10.5.17	090-50	日記	明治7年11月26日	林政恒	明治7.11.26
		090-48	日記	明治9年1月	林政恒	明治9.1.1

- 注) 1. 林家文書目録データベースの書誌情報により作成。
2. 史料番号欄の○印は小郡町史編集委員会編『林勇藏日記 小郡町史史料』(2003, 小郡町)に翻刻掲載のもの。
3. 林勇藏の庄屋役に関する「日記」「手控」は次のものがある。
・上中郷庄屋役代勤:「天保七年分日記」(天保7.1.1～天保7.9.17) 090-02.
・上中郷庄屋役代勤:「手控」(内題:天保十一庚子六月五日大洪水一件手控, 天保11.6.1～天保11.8.14) 090-01
・上中郷庄屋:「日記」(嘉永5.1.1～嘉永5.3.25) 090-05
4. 表紙に副標題の書入れがあるもの、内題のあるものは次のとおり。
・090-09, 06, 17:「不許他見」
・090-60:「諸郡勸農方一件」
・090-50:「協同米扱所出張中」
・090-04の内題:「安政六未九月ヨリ修補方日記」
5. ※印の090-55の標題は次のとおり。
「南吉敷郡諸御圍穀封放一件手控」
6. 「起筆年月日」は内容年次の開始年月日を示す。終了年月日は割愛したが、林家文書目録データベースの書誌情報にすべて記載がある。

勇藏の役職更迭は表示のように大庄屋↓非番大庄屋↓恵米方↓大庄屋のコースをたどり、恵米方から非番大庄屋への更迭はない。また、非番大庄屋へ異動の際は特別任務が発令されている。例えば、文久二年(一八六二)閏八月には「陶村庄屋役座、同惣給小都合役座共御用取捌」(陶村庄屋・小都合庄屋兼帯)を命じられ、沙汰書とは別に趣意書が申し渡された。藤井著者の「陶村行政刷新」にその史料提示と記述がある^⑤。続いて翌三年六月には柳井田砲台築造の大頭取役を命じられた。

3 恵米方の特質と蓄積文書

林家文書に小郡宰判恵米方の林弥助が作成した小郡宰判「修補方諸御帳目録」^③が伝存する。年次の記載はないが、弥助の恵米方就任期間や書込年次(天保一二年五月)、付箋の年次(弘化五三月)から父九代文左衛門の大庄屋時代のものである。これによると修補方を担当する恵米方扱いの史料は四七件(四五冊と袋入二点)で、冒頭に①「御仕組米其外預り米諸請払帳」②「修補方預銀錢請払帳」③「勘場地下囲米根帳」及び上中郷以下、一か村の小郡各村「地下囲米根帳」が掲げられている。これら三種の史料はその後も累積、伝存されており、明治期までの全容を表4に示した。表示のようについて恵米方の職掌として作成されたものである。

表4の①―③「御仕組米其外預米請払帳」は右の修補方目録①に相当し、文化一〇年(一八一三)分からそれ以前の①―③「勘場預

表4 林家文書伝存の恵米方文書群

①御仕組米其外預米請(受)払帳

標 題		標題年月		作成年月		作成者	冊数
① イ	勘場預り米請払帳	享和元~3	9月	享和2~文化元	8月	恵米方	3
	勘場預米請払帳	文化元~3, 5~9	9月	文化2~10	8月	恵米方	8
	小郡勘場預り米請払帳						11
① ロ	御仕組米其外預米請払帳 御仕組米其外預り米請払帳 御仕組米其外預米受払帳	文化10~14	9月	文化11~文政元	8月	恵米方	5
		文政元~13	9月	文政2~天保2	8月	恵米方	13
		天保2, 9~10, 12~13		天保3, 10~11, 13~14	8月	恵米方	5
		弘化3~4		弘化4~嘉永元	8月	恵米方	2
		嘉永2		嘉永3	8月	恵米方	1
						26	

②小郡諸修補受(請)払御算用一紙

標題年次	作成年月	作成者		冊数		表紙(本書)書入年月日	
(年度)	(奥書)	役職	名 前	本書	控	「究」	「引合済」
嘉永4	嘉永5.8	恵米方	森重貞右衛門	1		嘉永5.10.5	
嘉永5	嘉永6.8	恵米方	森重貞右衛門	1		安政元.3.1	
嘉永6	嘉永7.8	恵米方	森重清右衛門	1		安政2.2.5	
安政2	安政3.8	恵米方	中村伝七	1		安政3.9.28	
安政3	安政4.8	恵米方	林勇藏	1	1	安政4.9.29	
安政4	安政5.8	恵米方	林勇藏	1	1	安政6.4.23	
安政5	安政6.8	恵米方	林勇藏	1	1	安政7.2.1	
安政6	万延元.8	恵米方	林勇藏	2	2	文久元.3.24	
万延元	文久元.8	恵米方	林勇藏	1	1	文久2.2.14	
文久元	文久2.閏8	恵米方	高井三郎助	1		文久3.2.20	
文久2	文久3.8	恵米方	山内休兵衛	1		元治元.6.25	
文久3	元治元.8	恵米方	林勇藏	1	1	明治5.3.7	
慶応3	慶応4.8	恵米方	林勇藏	2	1		明治9.9.8
慶応4	明治2.8	恵米方	林勇藏	2	1		明治9.9.8
明治2	明治3.8	恵米方	林勇藏	2	1		明治9.9.8
明治3	明治4.9	恵米方	林勇藏	1			明治9.9.26
				20	10		

③地下囲米根帳

標 題	村 名	標題年月	作成年月	冊数
地下囲米村別累年入倉附込	[勘場諸村]	寛政5	寛政5.11 ~ 明治4.8	1
勘場地下囲米根帳	[勘場諸村]	寛政5.11	寛政6.12 ~ 明治4.8	1
小郡□地下囲米根帳 (□:村名)	*上中郷 *下郷 *嘉川 ・江崎 *井関 *岐波村 *名田島 *本郷 *陶村 *台道村	寛政5.11	寛政6.11 ~ 明治5.8 寛政6.11 ~ 明治6.9 寛政6.11 ~ 明治8.9	10
	*二島	寛政9.11	寛政9.12 ~ 明治6.8	1
	南吉敷□地下囲米根帳 (□:村名)	*鑄銭司村 ・西岐波 ・西本郷	明治4 明治4	明治4.6 ~ 明治6.8 明治5.8 ~ 明治6.9

- 注) 1. 本表は林家文書目録データベースによって作成した。史料番号は省略した。
 2. ②の標題は明治3年より「南吉敷諸修補請払御算用一紙」。
 3. ③の*印:最終検証(清算引合せ) 明治4年8月恵米方・林勇藏. 大庄屋・本間治郎兵衛.
 ・印:最終検証(清算引合せ) 明治5年8月修甫仕組掛り,

米請払帳」の名称と書式を一部変更して嘉永二年分まで継続されている。①―口を収納する木箱四七番は箱全体に墨書があり、蓋に「勘場役中御用物」、箱の長辺両側にそれぞれ「天明六年ヨリ 林文左衛門勘場 大庄屋役中其外 御用物入箱」「天明六年ヨリ 勘場役中 御用物箱」、短辺側に「見合物」の墨書がある。天明六年は七代文左衛門が同四年に中閔宰判廃止により復活した小郡宰判の恵米方に就任していた時期である（表1参照）。①―イは享和元―文化九年分で木箱四八番に収納されているが、もともとは四七番に収納されていたものであろう。ともあれ恵米方作成の修補関係の史料が意図して保管されてきたことは確かである。

勇蔵の祖父以降の勘場文書が大切に保管されていたことは容器に使われた木箱の墨書からも伺われる。木箱二七番（箱長辺側）には七代大庄屋再任時の「文化元年 勘場所勤 御用物箱 子九月 林文左衛門」が、木箱五〇番（同右）には九代大庄屋昇任時の「勘場所勤 御用物箱 天保一二年 丑九月 林文左衛門」の墨書が残る。勇蔵についても木箱三〇番の蓋裏に大庄屋昇任時の「安政貳年 当用物入櫃 卯九月 林勇蔵 大庄屋元買得」、箱底に「安政貳年 当用物入 卯九月 大庄屋 林勇蔵政恒」の墨書が残されている。この箱の長辺側には後の貼紙があり、勇蔵の自筆で「安政三辰年分より万延元年申年分迄 内修補利延水帳 窮民修補、修補方暮々小帳類 諸村仕組袋物も入有之」の書入れがある。安政三年以降の勇蔵恵米方就任時の修補関係史料の一部が保管されていたことを物語つ

ている。これらの木箱の墨書と中身との関係は残念ながら復元できない。勘場役人の手元（私宅）における勘場文書の保管管理については、矢野論文で明らかにされている勘場の建物施設との関連を含め、本稿では課題として指摘するにとどめておきたい。

なお、表4では①―口が嘉永二年（一八四九）で止まり、嘉永四年分（翌嘉永五年作成）から②「小郡諸修補受（請）払御算用一紙」へと移行したように見受けられる。

『山口県史』史料編には前者のうち天保二年（一八三一）「御仕組米其外預米請払帳」、後者のうち嘉永四年「小郡諸修補受払御算用一紙」（「受」の用字はこの年だけで、そのほかはすべて「請」が翻刻掲載されているが、両者の内容は異なると説明⁵³されている。ただ、後者の「小郡諸修補受払御算用一紙」は嘉永五年以降、冒頭の「定払修補」の内訳が省略され、「右定払修補定請之分別紙引付御根帳之品」とのみ記され、根帳によって「定払修補」の内容が固定化されたことなどが伺われるので、この分野の再編が行われたことも推測しうる。

表示のように、勇蔵は安政二年（一八五五）以降、大庄屋就任時期を除き恵米方としてこの「小郡諸修補請払御算用一紙」の作成にかかわり、表紙には清算引合せ（「究^{きわ}」）の結果について日時を含め朱字書入れがある。大庄屋就任時の慶応元（一八六五）―二年は帳面が欠けているが、そのほか是非番大庄屋のときの帳面（文久二年閏八月作成の文久二年分、同三年八月作成の文久三年分）を含め、

最終の明治三年（一八七〇）まで藩政時代のものが揃い、最終年の清算は実に明治九年の秋である。

③の「地下囲米根帳」は寛政六年（一七九四）以降、明治六年九月まで合綴された大部の横長帳で、勘場、村方とも例年恵米方と大庄屋が清算引合せを行い押印している。

勘場役人は『山口県近世史研究要覧』に代表されるように、大庄屋、恵米方、算用師をもって三役とし、恵米方は大庄屋の補佐役と説明されている。前掲矢野論文も、熊毛宰判の大庄屋を勤めた時政藤五郎が明治三一年にまとめた「代官所諸役職務解説」を引用して「大庄屋ノ相談役ニシテ、総テ職務ニ参与シ事務を補佐ス」と記述されたところから、「大庄屋職務とほぼ同様のものです、その事務的職務の補佐にあたった」と判断している。

しかし、恵米方は萩藩の地方役人の職制にみられる特有の職種でもあり、職務のうえからも単なる補佐役とは考えにくい。

恵米方の職務の特性について『山口県近世史研究要覧』は、藩初からの大庄屋役に対し設置時期は不明であるが、勘場制度が整備確立されるに伴い、大庄屋の職掌の再編により修補方の業務（諸修補米銀貸付）を主管とする恵米方がおかれたと述べている。

『もりのしげり』は、勘場役人に「修補方」があり「多クハ恵米方之ヲ兼」ね、恵米方は「大庄屋と相比肩スル地位ニアリ専ラ諸圃穀、救恤ノ事ニ任シ修補米金出納勘定ヲ司ルモ其現米金ハ大庄屋ノ出納スル所ナリ」、また大庄屋は「代官ノ配下、各村ノ庄屋ヲ統督

シ全宰判米金出納ノ実権ヲ司リ、一宰判ノ行政・法政・治安・救恤其他百般ノ事ニ関係セサルナシ、依テ其实権ハ代官ト雖モ及ハサルノ観アリ」と説明している。

萩藩における宰判単位の修補制度の重要性と意義については又野誠氏に代表される多くの研究がある。又野氏の説明によると、代官所（勘場）の大庄屋元で統括される貸付米銀で、種々の手段で集められた元米銀（元本）を農民を中心に貸付け、得られた利米銀（利子）を宰判内の行政諸経費、民生費に還元するもので、代官所の諸経費を中心に使用される「定払修補」と各種の民生費として個別の村落、農民へ還元される諸修補から成り、管轄主体は郡奉行と代官所であった。実態は宰判単位で運用されるいわば各種補助金助成、及び共済制度がシステム化された「仕組」であったと考えられ、その事業内容と算用はきわめて複雑多岐で、勘場役人の子弟が一〇代の頃から養成されことも頷ける。

勇蔵は明治四年七月の廢藩置県後辞職願いを提出した。一月に成立した山口県の対応は、正規の大庄屋役は免除するが「大庄屋首席」におくので、気分のよい時に部署（旧勘場、表7参照）へ出て後進に腹蔵のない説諭をするよう慰留措置を講じ、一月一三日、「先大庄屋」の身分で勇蔵に「当分仕組懸り」を命じている。

明治五年八月山口県の地方役人の名称が改称され、恵米方は「修補仕組掛」、大庄屋は「部内仕組掛」（表7参照）となった。明治初年の役職改称は藩政時代の幕末期の職掌を端的に反映している側面

がある。職掌不詳とされる勘場守が飯焚夫、また飛脚番が状持夫(表7参照)というのもそうである。

「修甫仕組掛」は今日の財政改革を、「部内仕組掛」はさらに行財政改革を想起させるものがある。四年一月の勇蔵辞令の時点ですでに構想されていたものであろう。藩政時代の修補制度は、地方行政において「部内仕組」の根幹を占めるものであったと考えられる。

恵米方はいわば今日の経理・財務の主管で、修補制度に基づく各種事業の企画と予算化、庄屋層の指導、決算と監査を行い、大庄屋役との交代による相互裨益のメリットはきわめて大きかったと推測される。萩藩の大庄屋・恵米方の身分・地位は、勇蔵の例で見限り、地方役人としての職制上の位置づけと大規模な宰判運用の実務上の位置づけにおいて二重構造化され、「修甫仕組」に特化した恵米方の職務は最上位の大庄屋とのスライド交代制を常態とする特質を備えていたが、職制上の権限と責任の範囲において、あくまで大庄屋に次ぐ位置づけがなされていたといえるのではないだろうか。

4 小郡宰判の勘場役人と恵米方の手当

勇蔵が管轄した小郡宰判は周防国吉敷郡のほぼ南半分にあたり、北部の山地から樫野川河口の小郡湾と周辺に位置する瀬戸内海岸村落を含む一五か村で編成され、石高約五万七〇〇〇石、戸数約八七〇〇戸(一か村平均約三五〇〇石、五四〇戸)のかなり大規模な行政区画であった。小郡宰判の最大の特徴は商品経済の発展にあり、

米の生産は決して高くないが、綿作・綿織物業や瓦焼等の商品生産が活発で、沿岸諸村では製塩、干潟漁業も行われた。交通・運輸も有利な立地条件にあり、宰判内に山陽道が東西に走り、津市(小郡宿)を中心に五か宿があった。沿岸部の港は瀬戸内海海運に直結し、諸物資の移出入が活発に行われた。⁽⁶¹⁾

本稿は小郡宰判を対象に勘場と勘場役人の実態を考察した矢野論文に多くを学んだが、矢野氏が恵米方を「あくまで大庄屋の補佐的な役割」とする理由のひとつとして、給米が支給されていないことをあげている点を修正し、併せて林家文書の中から小郡勘場の構成役人と諸手当に関する史料を提示しておきたい。

萩藩の法令集『萩藩四冊御書付』によると、大庄屋一年の「恩米六石、小遣給分三石、以上九石」、算用師一年の「恩米五石」である。また、「修甫・御恵米方・勘場守・飛脚番」等の「恩給米」(石高は示されていない)は「郡配当修甫」から支給されるが、その外の手当とも「勘場現配当等之内」からの支給分は、近年の改正により、「歩引」のうえ渡されることが沙汰⁽⁶²⁾されている。

萩藩幕末の地方役人を務めた『佐藤寛作手控⁽⁶³⁾』によると、「勘場役人恩米并御心付米」は「定払修甫米」から、勘場役人への「御心附定払并臨時払」その外各種の心付銀は「勘場惱内修補米銀」(惱みは工面、扱いの意味)、いわゆる内修補から支払われたとある。内修補は寛政御囲新人替米(地下囲米)そのほか諸囲穀の貸付利子や口銭、諸職人の運上銀・水役銭等で運用された。

これらのことは『小郡町史』増訂版、藤井著書等にも記述があるが異同があるので、参考にしながら原史料で確認することとした。小郡宰判の恵米方の「恩米」は前掲「小郡諸修補受払御算用一紙」に記帳された「定払修補」から支払われており、定法は四石五斗、実際の支給は一步引（一〇%引き）で四石五升、これに「筆墨紙料」四斗（本銀二〇匁を石高に換算）が支給されている。

内修補から支給された心付銀は、恵米方勇蔵作成の小郡宰判「内修補米銀請払帳」⁶⁶によって知ることができる。文久三年九月～元治元年八月一年間のもので、心付銀は種々の名目で準備・支払いが行われており、宰判固有の財源の豊かさが伺われる。

本稿ではそのうち基本手当と考えられる二種類の心付銀を抽出して表5に示した。表示のように、心付銀の内容とともに、その規定（定法）によって示される小郡勘場の構成役人についてはほぼ全容を知ることができるものである。但し、日常の勤務場所が勘場と異なる津市・丸尾崎の番所役人や茶屋番も含まれる。見習のなかには勇蔵の伴、秀之進も見える。見習い仲間には姓からみて当時の庄屋や勘場諸役等の地方役人の子弟であろう。

心付銀の費目は「定法御心付銀ニして（中略）被立下候分」（省略した括弧内は支払時期）と「御用繁江対シ臨時ニして以来定法被立下候分」で、表5ではこれを①「定法心付銀」と②「御用繁多臨時定法心付銀」として表示した。また、心付銀の計算基礎となっている「根銀」額を別の費目を参照して表に示した。

個々の構成役人は史料の「払之座」に記帳された順に役職と名前を表示したが、一種の席次で勘場内での序列を示すものであろう。「根銀」はそれぞれの役職の格付けを反映したものと考えられるが、職務の繁多も加味されているように見受けられる。

代官・算用役は勘場支配役のトップで重役、番所役人以下、普請方、手子⁶⁷までが代官配下の藩役人で、手子は下役である。地方役人は大庄屋以下で、大庄屋・恵米方・算用師が勘場三役といわれるのは「根銀」からみても領けよう。勘場守、加勢役（算用師、大庄屋、勘場）、飛脚番は勘場二役の下役であった。

定法心付銀は全員に支給され、トップの支配役と勘場守以下を除いて根銀の歩引き（藩役人は算用役以下普請方まで一〇%、配下の手子以下及び地方役人の算用師まで五%引き）が行われている。大庄屋の根銀は八〇七匁五分、恵米方は大庄屋の八五%、六八六匁で、歩引き後の年額は大庄屋七六七匁一分二厘五毛、恵米方六五一匁七分であった。これを月割りにして六か月分を益・暮れの二回支給されていた。大庄屋以下の勘場諸役の勤務形態は地位・役職にかかわらずすべて日勤で、受取りも同様であった。

定法臨時心付は用務繁多の要職の基本手当と考えられ、支給対象は藩役人のうち支配役（代官、算用方）と手子（打廻り、控物）、地方役人のうち大庄屋と恵米方に限定されている。地方役人の年額は根銀の三步掛け（三〇%）であった。

結局、大庄屋・恵米方に恩米の外に支給された基本手当としての

表5 小郡勘場諸役人の基本手当（文久3.9～元治元.8）

①定法心付銀

（銀単位：匁）

役職名	名前	根銀	心付銀	歩引	年額	支払額	月割	勤月	備考
先代官	樋崎八十槌	3,000	2,400			1,200	200	1～6	6 盆前4歩 暮分6歩 12か月割 6.17交代
算用役	御旗善右衛門	1,950	1,950	1	1,755	702			盆前4歩 暮分6歩

役職名	名前	根銀	心付銀	支払額	月割	勤月	備考
津市御番所	内藤瀬兵衛	700.	630.	378. 262.5			暮分6歩 盆前4歩 12か月割 5.29交代
	斎藤孫七	700.	630.	42.	42.	1～5 6	5 1 盆前4歩を6か月割
丸尾崎御番所	金山藤右衛門	700.	630.	378. 262.5			暮分6歩 盆前4歩 12か月割 6.2交代
	河野庄作	700.	630.	42.	42.	1～5 6	5 1 盆前4歩を6か月割
普請方	大和忠助	1100.	990.	330. 396.			9～12 4 暮分6歩を12か月割 盆前4歩方
打廻り	半兵衛	850.	807.5	269.164 67.291	67.291	9～12 1	4 1 12か月割 同上. 2.1交代
	尚七	850.	807.5	269.166	53.833	2～6	5 盆前4歩を6か月割
控物手子	安平	850.	807.5	484.5 67.291	67.291		6歩方 1 12か月割. 2.1交代
	孫七		807.5	336.455	67.291	2～7.3	5 12か月割
所務方手子	千右衛門・茂三郎	530.	503.5	604.2			暮分6歩 2人分
	多吉・孫三 同上4人	530. 1人530.	503.5 1人503.5.	503.496 805.6	41.958	7.18～12	6 1人251.748匁 4歩方 1人201.4匁
先所務方手子	尚七	530.	503.5	92.36	41.958	1～7	7 盆前4歩方下渡分引残
	祐作	530.	503.5	92.36	41.958	1～7	7 1人293.76匁 - 201.4匁
津市御番所手子	徳右衛門・善内			44. 20.64			行頼之心付銀 1人22匁 1人12.9匁を2歩引
大庄屋	高井三郎助	807.	767.125	383.562	63.927	7～12	6
	山内休兵衛			383.562	63.926	1～6	6
恵米方	山内休兵衛	686.	651.7	325.85	54.308	7～12	6
	林勇藏			325.848		1～6	6
茶屋番	西村壮太郎	265.	265.	132.5	22.083	7～12	6
	高井三郎助			132.498		1～6	6
算用師	中村逸藏	583.	553.85	276.925	46.154	7～12	6
	中村逸藏			276.924		1～6	6
勘場守	上田新太郎	294.	294.	147.	24.5	7～12	6
	上田新太郎			147.		1～6	6
戸籍懸り	長井與左衛門	31.	31.	15.5	2.583	7～12	6
	西村壮太郎			15.498		1～6	6
算用師加勢	森重安次郎	241.	241.	120.5	20.083	7～12	6
	上野謙藏			120.498		1～6	6
大庄屋加勢	原田伊之助	400.	400.	200.	33.333	7～12	6
	原田伊之助			199.998		1～6	6
勘場加勢	末広貞之進	146.	146.	73.	12.166	7～12	6
	伊藤吉郎兵衛			36.498		4～6	3
見習4人	林秀之進	59.	59.	147.5	4.916	7～12	6
	上野謙藏	59.	59.		4.916	7～12	6
	上田徳治郎	59.	59.		4.916	7～12	6
	山内文吉	59.	59.		4.916	7～12	6
先見習	部坂隣之介	59.	59.		4.916	7～12	6 1人29.5匁

見習4人	林秀之進	59.	59.	88.488	4.916	1~6	6	1人29.49匁
	上田徳二[治]郎	59.	59.		4.916	1~6	6	
	山内文吉	59.	59.		4.916	1~6	6	
飛脚番・掃除番	4人	1人87. 計348.	1人87. 計348.	174. 174.	7.25 7.25	7~12 1~6	6 6	1人43.5匁 1人43.5匁

②御用繁多臨時定法心付銀

(銀単位：匁)

役職名	名 前	根銀	歩掛	年額	支払額	月割	勤月	備 考
先代官	榑崎八十榑	3000.	2	600.	300.	50.	1~6	6 益暮半方宛 6.17交代 12か月割
算用役	御旗善右衛門	1950.	2.5	488.	244.			益暮半方
打廻り手子	半兵衛	850.	3	255.	85.	21.25	9~12	4 12か月割
控物手子	安平	850.	3	255.	127.5			益暮半方
大庄屋	高井三郎助	807.5	3	242.25	121.25			益暮半方
	山内休兵衛	807.5	3	242.25	121.25			益暮半方
恵米方	山内休兵衛	686.	3	205.8	102.9			益暮半方
	林勇蔵	686.	3	205.8	102.9			益暮半方

注) 1. 本表は林家文書文久3年9月「内修補米銀請払帳」(元治元年8月恵米方・林勇蔵作成)の「払之座」(林家文書、史料番号535-03)の次の費目による。

- ①：「定法御心付銀ニして被立下候分」
 ②：「御用繁江対シ臨時ニして以来定法被立下候分」

2. 「根銀」は主に次の費目による。

「当三月以来諸郡御仕法替異船渡来其外御用繁ニ付、当年限根銀一步方之当りを以て臨時被就御気候事」

心付銀は、内修補から根銀の一二五% (九五%+三〇%) が支払われており、合計で大庄屋は一〇〇九匁三分七厘五毛、恵米方は八五七匁五分^⑧であった。

なお、矢野氏は前掲「代官所諸役職務解説」により「大庄屋・御恵米方・算用師」を勘場役人としているが、大庄屋以下の地方役人の総称とする説明もある^⑩。勘場はいわば藩政時代の役場であり、萩藩に特有の制度である。表5からも勘場に出勤して日常的に勤務する地方役人を勘場の常勤職員と考えるのが妥当であろう。

三 一一代林秀一の履歴と累積史料群

一一代秀一(勇蔵三男)は父勇蔵と異なり、履歴の手がかりは、秀一が役職にかかわって作成・授受した種々の史料と、自らの「諸控」一七冊に綴じ込んだ書類のほかには得られなかったが、それらによって表6に秀一の履歴を示した。

秀一の勤めは前述のように文久二年(一八六二)閏八月に勘場足役代勤を許可されて勘場勤めが始まり、文久三(元治元年(一八六四))は勘場見習であった。安政二年(一八五五)勇蔵が大庄屋に就任後、上中郷村内の揚井氏の給庄屋の後任となり、慶応二年(一八六六)から庄屋役を勤めた。これらのことは本稿の註(22)~(24)に掲げた勇蔵の「御仕成」沙汰書(覚)の記述とも符号する。

その後の履歴は表示のように、維新の時点では庄屋役の日も浅く

表6 林家履歴—11代・林秀一

世代	名前	役職名	就任期間		備考
			就任	離任	
11	秀一	上中郷揚井小右衛門知行所給庄屋	[安政2]	[明治2]	039-02：明治3.3元給庄屋兼帯。 ・明治2年9月山口藩采地返上。
		勘場役	[文久2.閏8]		注3参照。
		上中郷庄屋 (所掌：上中郷)	※[慶応2]	[明治5.5]	211-18：慶応2.2。 424-04：明治5.3。
		上中郷副戸長 (所掌：上中郷)	[明治5.6] *[明治5.6.15]	明治6.12	322-01-25外：明治5年6月。 103-05外：明治6.12。
		第11大区第7小区副戸長 (所掌：上中郷村)	明治7.1	明治7.12	813-21：明治7.1。 813-19外：明治7.12。
		第11大区第7小区戸長 (所掌：上中郷村)	明治8. 1	明治9.12	090-40：明治8.1。 431-02：明治9.12。
		第11大区第8小区戸長 (所掌：中下郷村)	明治10.1	明治 [11.2]	090-45：明治10.1.8。 064-03：明治11.1第8小区戸長。 ・明治11.1～11.2：第7小区戸長・松崎仙之介 (064-05, 350-02-02-20)。
		第11大区第7小区・第8小区・戸長 (所掌：上中郷村) (所掌：中下郷村)	[明治11.3]	[明治11.12]	476-01：明治11.1第11大区第7・8小区扱所。 019-01：明治11.3～明治11.4。 090-45：明治11.1.5免職願。 350-02-02-13：明治11.1.25免職再願。
		上郷村・戸長	[明治12.1]	[明治12.7]	293-01：明治12.3.15。 090-45：明治12.5.31。 ・明治12.8～：上郷村戸長・羽仁與一郎 (066-16, 26)。
		山口県・県会議員	※[明治12.12～明治14.11]		090-65-01：明治12.12.29～13.8.24。 090-65-02：明治14.11.30。
		上郷村・村会議員	明治12.8	[明治22.5]	066-16：明治12.8.9当選請書。 090-65-01：明治13.7当選。 090-65-02：明治14.9.2村会議長。 090-37：明治21.4.23～明治22.5.24。
		山口県・県会議員	明治19.3	明治24.10.27	090-41：明治19.3当選請書。 090-33：明治24.10.27辞職願。
		小郡村・村長	明治22.5	明治25.4.15	090-33：辞職具情書に任期記載あり。
		小郡村・村会議員	[明治22.5]	※[明治24.3]	090-37：明治22.5.24。 090-33：明治24.3.26。
		吉敷郡・郡会議員	明治29.10.1	[明治31.8]	090-27, 33：郡会議員当選。 090-26-01：明治31.8.3辞退願。
		小郡村・村会議員	※ [明治31.5～明治34.7]		090-26-01：明治31.5.26。 090-34：明治32.7.27～34.7.9。
山口県・県会議員	明治30.4.23	明治31.8.3	090-27：当選。 090-26-01：辞退願。		
小郡町・町会議員	[明治34.8]	[明治36.12]	090-34：明治34.8.15～35.1.5。 241-04：明治36.12.24。		

- 注) 1. 本表は林家文書目録データベースの書誌情報及び林秀一作成「諸控」等の林家文書によった。
2. 秀一の名前表記は、藩政時代は秀之進、副戸長の時期は秀之進と秀一を併用、戸長時代からは秀一。
3. 勘場役は表1の注1、2-02所収の父勇藏の職務趣意書(文久2年閏8月「覚」)による。
4. 就任期間欄の記号は次のとおり。
・[]は依拠史料により判断したことを示す。
・*印は山口県文書館所蔵「小郡宰判本控」による。
・※印は正確な離任・就任時期は不明であるが、依拠史料により確認された就任期間を示す。
5. 備考欄の数字は依拠した林家文書の史料番号。

表7 山口県地方行政制度の変遷（維新时期～町制施行）

年次	事項	
	萩藩（山口本藩）	→ 山口県
明治元年10月28日	政府：藩治職制を定める。	
明治元年11月	藩治職制の改革 勘場の改称	・郡奉行所を民政局、郡奉行を民政主事、各宰判の代官を県令、勘場を裁判署と改称。
明治2年6月25日	政府：6月17日の版籍奉還に基づく知藩事家禄の制を定める。	
明治2年9月	藩士の禄制改革	・采地（給地）を返上、すべて蔵入り直轄地、給庄屋廃止。
明治2年10月	宰判・勘場の改称	・宰判を「部」、裁判所を「部署」と改称。 ・部署数18→19。 ・小郡宰判→小郡部、小郡勘場→小郡部署。 ・県令を管事に改称、のち郡用方に改称。
明治4年11月15日	山口県成立 部署の再編	・明治4年7月14日廃藩置県によりおいた4県（山口県、支藩県＝岩国・豊浦・清末）を統合、山口に県庁をおく。 ・明治4年9月小郡部→南吉敷郡。 ・全県に三支庁（明治5年1月12日～明治7年1月10日）・15部署をおく。 ・明治5年6月郡用方を廃止、区長をおく（『府県史料』五）。
明治5年5月15日	政府：庄屋、名主、年寄等を廃止、太政官布告、戸長・副戸長をおく。	
明治5年8月	庄屋等の改称	・庄屋を副戸長と改称、大庄屋を部内仕組掛、恵米方を修甫仕組掛と改称（『府県史料』五）。 ・勘場守を飯焚夫、飛脚番を扶持夫と改称、大庄屋をさらに戸長と改称（『山口県政史』上）。 ・DB：明治5年6月上中郷副戸長、322-01-25外。
明治5年9月	部署の改称	・部署を「会議所」と改称。
明治5年11月10日	政府：大区小区制導入、大区に区長・副区長、小区に戸長・副戸長をおく。	
明治6年12月	大区小区制導入 大区設置	・3支庁15部の廃止、再編成により21大区設置。 ・明治7年1月施行。
明治7年1月10日	大区小区制施行 会議所・区長を設置	・21大区、127小区成立、大区ごとに会議所・区長をおく（『府県史料』一）。 ・旧南吉敷郡（小郡宰判）：第11大区、吉敷郡。 ・第11大区会議所所在地： 下郷村（『府県史料』一）、小郡（『山口県政史』上）。
明治8年1月	副戸長の改称	小区の副戸長（庄屋の改称）を戸長と改称。
明治8年8月27日	小区再編成	・127小区（明治5年1月制定）を廃止、266小区に改定（『府県史料』一）（『山口県史』）。 ・第11大区第7小区吉敷郡ノ内2ヶ村：上郷・中郷、第8小区吉敷郡ノ内2ヶ村：中郷・下郷（『山口県史』）。
明治9年2月22日	会議所の改称	・大区会議所を「大区扱所」、小区会議所を「小区扱所」に改称（『府県史料』五）。
明治9年6月20日	畔頭の名称廃止	・畔頭の名称を廃止し、副戸長の職務とする（『府県史料』五）。
明治11年1月	大区扱所の統合	・県下21の大区扱所を10扱所に圧縮、山口扱所：所在地吉敷郡山口、吉敷郡：第10・11大区合併。
明治11年7月22日	政府：郡区町村編成法制定、太政官布告、戸長役場制導入、町村に戸長をおき、町村の役場を戸長役場と称す。	
明治12年1月6日	大小区制廃止告示 郡区役所の設置 戸長役場の設置	・大区扱所を廃止し、11郡1区とし、郡役所11、区役所1を設置（『府県史料』一）。 ・小区扱所を「戸長役場」と改称（『山口県史』）。
明治12年10月3日	戸長管掌村名告示	上中郷村、中下郷村→上郷村、下郷村
明治22年4月1日	政府：市制・町村制施行、明治21年4月25日公布、明治22年4月1日より漸次施行。	
明治22年6月	小郡村発足	・吉敷郡上郷村、下郷村が合併。
明治34年8月1日	町制施行	・小郡町発足、小郡村役場→小郡町役場。

注）本表は下記の参考文献によって作成した。

- ①山口県文書館編『山口県政史』上（1971）
- ②山口県文書館編『府県史料 山口県』一、五（昭和62、平成2）
- ③『山口県史』史料編 近代I（2000）。
- ④能美宗一編『小郡町史』増訂（1957）
- ⑤小郡町史編集委員会編『小郡町史』（1957）
- ⑥「DB：」は林家文書目録データベースの書誌情報。数字は林家文書の史料番号。

勤場役人をめざす途上であったが、表7に示した廃藩置県後の明治政府の方針に基づく山口県の地方行政制度の改革の中で、地域の行政役人として要職の道を歩んだ。

明治五年（一八七二）五月藩政時代の村役人が廃止され、山口県では八月庄屋を副戸長と改称したが、秀一は六月にはこの名称を使用していた。この年の「小郡宰判本控」によると宰判内では五月から既に用いられている。政府は同年一二月に大区小区制を導入した。山口県は七年一月からの施行で、秀一は庄屋役から第七小区（上中郷村）副戸長に変わり、八年一月同戸長（名称変更による）、一〇年一月から第八小区（中下郷村）、一一年三月からは第七・第八小区の戸長を兼掌した。

秀一は藩政時代には秀之進を名乗り、副戸長時代は秀之進と秀一を併用したが、戸長時代からは秀一に改めたようである。

明治一一年七月太政官布告により郡区町村編成法が制定され、山口県では翌一二年一月大小区制が廃止された。これにより秀一は上中郷村から上郷村に改称された戸長役場の初代戸長に就任、その後一二年四月に公布された市町村制施行により二二年五月、上郷村と下郷村が合併して発足した小郷村の初代村長に就任した。村会議員は明治一二年八月に当選後二四年までと、三一〜三四年の間に史料が残り、その間県会議員、郡会議員も勤め、最後は町制施行後の小郷町会議員も勤めた。

林家文書の秀一関係の史料は、以上のような履歴により藩政時代

から明治初年の大小区制、戸長役場時代へと移行する時期のものに特色があり、その後は樫野川改修関係史料が重要な位置を占める。それらのなかに「上中郷水損田肥代米一件 林什物」（木箱四二番蓋）として、七代文左衛門の寛政期から秀一にいたる林家代々の事績により、明治三年からの「永休石」（免租）を獲得したという顛末を勇蔵自ら蓋裏に書き残した一連の史料群がある（註59）（又野論文参照）。

秀一にかかわる重要な累積史料群としては、上中郷の土地台帳にあたる土地絵図集成ともいえるべき彩色の絵図群が伝存する。まず、林家文書の中でもひととき目立つ木箱一一番の蓋に「明治六年 地券絵図箱 林秀一」、箱の長辺側に「明治六年 地券絵図箱」の墨書が残る。貼紙は破損しているが、地券下調、地券絵図七冊外の文字が読める。明治政府の地租改正で土地・税制制度の改革が行われたときの「明治六年田畑地券絵図」が畔頭の組別に七冊（二二一〇八〜一四）揃い、これに基づいて上中郷村全体図として作成された「上中郷村地目地番入地図」（一一二一一八）も伝存し、画像が公開されている。「明治六年田畑地券下調絵図」（一一二一〇一〜一〇七）七冊には明治六年九月「副戸長・林秀之進存内」と各畦頭の署名があり、宝暦小村絵図を参照した形跡が伺われる。

次に木箱二二番の貼紙には明治期の墨書で「宝暦十三年（ママ）上中郷小村図 七冊 慶応三年 上中郷測量図 一折」、古い貼紙にも「宝暦小村絵図 御立山絵図」の書入れが残る。小村図は萩藩宝暦検地に伴い作成された「宝暦十二年田畑小村絵図」で、畔頭の

組別に整えられた七冊（一一二一〇二〜〇八）が伝存し、庄屋・原田源兵衛と各畔頭の署名がある。最も古い土地台帳にあたり、その精緻な内容により地租改正の基本台帳として用いられた。

更に木箱五七番の蓋には「明治式拾年 丈量地引絵図箱 林秀一」、蓋の両側に「明治式拾年 丈量地引絵図箱」の墨書が残る。これに相当するのは「字限地引絵図」で旧畔頭組別の作成であるが、七冊のうち第四を欠いている（一一二一〇九〜一四）。地券絵図の再調整図として土地台帳の附属地図とされたもので、吉敷郡上郷村地主総代・林秀一ほか四名、吉敷郡総代・本間源三郎、上郷村戸長・内田丈一の署名がある。秀一はこの時期村会議員・県会議員を併任していた。

これらは現在木箱一一にまとめて収蔵されており、いずれも上中郷の土地の歴史文化遺産として重要な意義をもつものである。

おわりに

古文書目録データベースは書誌情報データベースとして、二次的な目録情報を駆使して一次史料である原史料へのアクセスを可能にしようとするもので、そこにさまざまな相違工夫が必要となる。

林家文書目録データベースは、再整理にあたり書誌事項と記述様式を新たに設定した。近年のアーカイブズ学の成果に学び、史料の作成・授受・保管状況や史料相互の関連をできるだけ再現すること

に主眼をおいた。その一環として林家歴代の履歴情報により伝存史料の区分を行う「史料構成」の試みも、林家をはじめ関係者の方々の御理解、御協力により行うことができた。目的は林家歴代の役職とのかかわりで伝存史料の分析を行う手がかりを付与することにあるが、予想以上に困難を伴う作業で、種々の課題を残している。

本稿は、そのような観点により再整理した書誌情報によりながら著名な勇蔵の事績とは別の側面から光をあてる目論見で林家文書の特色を把握しようとしたものである。もちろん、一部の史料についてのものであり、今後さまざまな観点からのアクセスにより、林家文書目録データベースが活用されることを期待したい。

歴史研究はアクセスした個々の史料の解読、分析から始まる。図書館が提供するデータベースの目録情報は、利用者の指摘による修正等を適切に反映させ内容を進化させながら維持管理していく態勢が必要である。林家文書の場合は幸い山口大学図書館独自の学内外を結ぶ協働ネットワークによる作業が関係者の理解を得て実を結んだが、人材養成を含め、そのあり方が今後問われることになる。

最後に、長年ボランティア活動で地道に再整理に当たられた江見伸子・河本香代子の両氏、作業用データベースの構築・運用（マイクrosoft社 Access 使用）に携わられた吉光紀行氏、また、全般にわたり懇切に御指導・御助言をいただいた木部教授、文書の利用、文献調査等で多大の御支援、御協力をいただいた木越みち氏をはじめ総合図書館関係者の方々に、心より謝辞を申し上げる次第

である。

註

- (1) 演題は木部和昭「林家文書目録の公開とその意義」研究者の立場から、江見伸子「林家文書の整理にあたって」、中野美智子「NCRはなぜ古文書を扱わないか―図書館資料と記録史料の目録―」。
- (2) ①藤井竹藏著『大庄屋林勇藏 維新史料』(大正五年刊の復刻、一九七一年、小郡郷土研究会)、②能見宗一編『小郡町史』増訂(一九五七年、小郡町)、③小郡町史編集委員会編『林勇藏日記 小郡町史料』(二〇〇三年、小郡町)。③の「林勇藏年表」(四九五～四九七頁)は①の記述に依拠している。
- (3) 林家所蔵の「林家文書目録」(地方調査員・佐久間努作成)のうち、箱番2の枝番①～④の巻物4軸と箱番4の枝番①～②の巻物2軸。筆者の便宜上、右の目録を参照のうえ、史料番号と仮題を表記した。
- 2-1 「庄屋・林文左衛門勤功上申書」(享保六年一〇月一日、帯刀願、前欠)。巻物。
享保一二年「改宗離旦許可状 林文左衛門宛」を含む。
- 2-2 「毛利家御世中名字刀其外御正扱物 林勇藏」(宝永二～慶応三年、褒賞状・御仕成)沙汰書、奉書類)。巻物。
- 2-3 「林家「御仕成」正扱物控」(林勇藏編輯・写(宝永二～万延元、寛保元年なし)。巻物。
- 2-4 「七代文左衛門・九代文左衛門名字刀付立書抜写外」(文政八、天保一二年)。巻物。
慶応二年「御願申上候事」(林勇藏、装条銃買入献金願)を含む。
- 4-1 「褒賞状及び名字「御仕成」沙汰書」(元禄八・一三・一六年、寛保元年一二月二五日)。巻物。
- 4-2 「御願申上候事」(弘化四年三月、林勇藏勤功上申書)。巻物。
- (4) 解説文の凡例は次による。①原則として常用漢字、現代仮名で表記。②解説者の説明は()で表記、誤字・誤記の訂正を含む、③ルビは傍注、④闕字・平出は省略、⑤適宜読点・並列点を付す、⑥朱筆、貼紙は(貼紙朱書)(貼紙朱書割書)(傍注朱書)等と注記し、当該文を「」で囲んで表記。
- (5) 藩の造作、つまり経費や手間を掛けないようにして、の意。
- (6) 林勇藏の高祖父は勇藏から遡れば六代武左衛門であるが、文脈からすると、五代文左衛門を指していると考えられる。
- (7) 根とは元々のという意味で、小郡宰判大庄屋役を指す。
- (8) 詳細不明。開作築造に関係した役職と推測される。

(9) 各村の庄屋の代表という意味。

(10) 「心学」を振興する費用を抛出したということ。萩藩は天保期に民衆教化のため心学を奨励した。

(11) 篠川外記熙芳、文化一三年九月九日、文政一〇年六月二十七日当職裏判役。山口県文書館架蔵、石川淳彦著『萩藩職役人名辞典』(二〇一〇年、著者刊)による。

(12) 清徳院は第一〇代萩藩主・毛利斉熙(もうり・なりひろ)の院号、時山弥八著『もりのしげり』増補訂正(復刻、赤間関書房、一九六九)、一一三頁。

(13) 邦憲院は第一一代萩藩主・毛利斉元(もうり・なりもと)の院号、同右、一一八頁。

(14) 法鏡院は第二〇代萩藩主の正室三津(みつ)の院号、同右、一一三頁。

(15) 郷之助は第二〇代萩藩主の三男信順(のぶゆき)、同右、一一四頁。

(16) 石川卓美編『山口県近世史要覧』(一九七六年、マツノ書店)、一四五頁、「ふしんしょ 普請所」の項によれば普請所は普請対象の物件あるいは場所のこと。費用負担は①臨時御普請所、②御代官所御仕渡普請所、③地下役普請所の三区に分があり、①②は藩費負担、③は村負担で実施された。嘉永元年(一八四八)普請所の再検討により負担区分の台帳が作られた。

(17) 殿様など身分・地位の高い支配者層の通行をさす。

(18) 伊藤昭弘「萩藩における「御仕成」と中間層」『九州史学』第一三三号、二〇〇二年九月、四三―六四頁。

(19) 前掲註(3)、林家所蔵文書2―2所収の次の奉書。林勇蔵による写しは註(45)の林家所蔵文書9―1所収。

覚

小郡宰判上中郷庄屋并給庄屋兼帯

林 勇蔵

右之者事庄屋役其外数年相勤御用ニ相立候、依之御沙汰之上無間被遂御吟味可被下候事

(貼紙墨書)「弘化五」

申二月

(20) 前掲註(3)、林家所蔵文書2―2所収の次の奉書。林勇蔵による写しは2―3、及び註(45)の林家所蔵文書9―1所収。

覚

小郡宰判上中郷庄屋

林 勇蔵

右之者事庄屋役数年相勤御用ニ相立、且社倉困相持救米差出、姥倉御普請ニ付而茂令出銀、戌ノ荒歳之節心配遂苦勞、旁願出之趣御沙汰之上、伴一代刀被差免候条、此段可有御申渡候、已上 印

嘉永六丑

蛭川四郎右衛門 印

十二月

八谷源兵衛殿

(21) 林家の永名については、例えば、嘉永元年申五月「小郡御宰判地

下人名字刀附立帳」からの写しに次のように記述されている。朱字で「安政三辰三月林勇藏大庄屋役中ニ勘場之根帳写置候事」の書入れがある。前掲註(3)、林家所蔵文書2―3所収。

永名 小郡御宰判上中郷

伴代迄刀 林 勇藏

一 先祖より名乗来り永名ニ而御座候事

一 先祖より住所替、名乗替不仕候事

一 永名御奉書所持不仕候得共、先祖より数十代御役所勤仕、宝

永式酉年御賞美之御奉書ニ名字有之、其後四代引続刀被差免

御奉書頂戴仕候、先祖之依勤功ニいつ之頃被差免候哉不相分

候得共、先祖以来永名名乗来ニ而御座候、安永九子年名字刀

御改之節、上郷之義ハ山口御宰判江御添石之時分山口御勘場

江御届仕、其後御書下物迄も林と御書下被仰付、既ニ文化十

三子年永名御改之節先祖林兵吉名前ニ而申出仕候事

一天保十二丑年父文左衛門江伴代迄刀被差免候事

一 嘉永六丑年勇藏江伴代迄刀被差免候事

一 安政七申正月勇藏江嫡孫役中刀被差免候事

(22) 前掲註(3)、林家所蔵文書2―2所収の次の奉書。林勇藏によ

る写しは註(45)の林家所蔵文書9―1所収。

覚

小郡宰判御惠米方其外兼帯

林 勇藏

右之者事彼是之役儀数十ヶ年相勤、伴秀之進儀茂給庄屋役其外数年相勤、父子共御用ニ相立、追々御馳走其外逐出米銀、有余困をもせしめ候、依之父子勤功引結嫡孫役中刀被差免候条、此段可被成御申渡候、已上 印

安政七申

正月

玉木文之進 印

六戸九郎兵衛

工藤半右衛門殿

(23) 前掲註(3)、林家所蔵文書2―2所収の次の奉書。林勇藏によ

る写しは註(45)の林家所蔵文書9―1所収。なお、写しは最後の

文節の「可有」が「可被成」と誤写されている。

覚

小郡宰判御惠米方

林 勇藏

右之者事彼是之役儀数年相勤、伴秀之進儀茂勘場見習其外

相勤、父子共ニ御用ニ相立、且又余分之逐出米銀、尚又畠田

成一件ニ付不容易遂苦勞、依之嫡孫一代刀并伴より之嫡孫小

都合以上之役儀相勤候節刀被差免候条、此段可有御申渡候、

以上 印

元治元子

十一月

山田宇右衛門 印

八谷藤兵衛

市川文作殿

(24) 前掲註(3)、林家所蔵文書2―2所収の次の奉書。林勇蔵による写しは註(45)の林家所蔵文書9―1所収。

覚

郡宰判大庄屋并勸農産物御内用掛り

林 勇蔵

右之者事大庄屋役其外数年相勤、伴秀之進儀も庄屋役其外
数年相勤父子共御用ニ相立、尚又余分之御馳走をも差出候、
依之伴より之嫡孫一代刀被差免、尚明キ有之次第永代刀可被
差免候条、此段可有御申渡候、已上 印

慶応弍寅

五月

玉木文之進 印

北川清助殿

(25) 前掲註(18)、四七頁、五一―五二頁。

(26) 前掲註(2)の①第一編三、六―八頁、及び②の第十二部一「名

族旧家」のうち「林氏 仁保津」、五四〇―五四一頁。

(27) 矢野健太郎「幕末維新时期における萩藩の「勘場」と「勘場役人」

―小郡宰判を事例として―『九州史学』第一三七・一三八合併号、

二〇〇三年一〇月、一一九―一四四頁。一二六頁掲載の表2「寛政

〔明治期大庄屋〕の依拠史料は「小郡宰判本控」であるが、勘場役
人の任免に関する沙汰書は掲載されないため、上申書等の作成・宛
名情報による採録であろう。萩藩では大庄屋・恵米方等の勘場役人

の任期は九月―八月の一年を原則としており、矢野表では就任翌年
の単年次で表示されている。本稿の林家についての表1・2では離
任年次に相当する。

(28) 山口県文書館編集『防長風土注進案』、第一四卷「小郡宰判」(一
九六四年、山口県立山口図書館)、四一頁、「上中郷」村内の給領高
一三石三斗四升四合のうち、七石二斗三升三合が揚井氏、残りは平
田氏。

(29) 前掲註(16)五一頁、「きゅうりょう 給領」「きゅうりょうじょ
うや 給領庄屋」の項。林家所蔵文書の「御願申上候事」(林勇蔵
勤功上申書)をはじめ山口大学所蔵林家文書(以下、林家文書)に
は「給庄屋」と肩書きされ、「給領庄屋」の表記は見当たらない。

(30) 前掲註(2)の②、五五頁。

(31) 前掲註(16)、七五頁、「こつこうしょうや 小都合庄屋」の項。

(32) 同右、四八頁、「かんばん 勘場」の項。

(33) 前掲註(23)。

(34) 前掲註(2)の①、七頁。註(40)一七頁によれば中関宰判の設
置は九月。

(35) 防府市史編纂委員会編『防府市史』通史Ⅱ 近世(一九九九年、
防府市)、一二〇頁、二七五―二七六頁。

(36) 『山口市史』史料編 近世Ⅰ(二〇〇八年、山口市編・刊)に関
連史料として次の三点が収録されている。14 小郡・中関宰判引分
の事、明和五年九月、四八三―四八五頁、18 中関宰判廃止の事、

天明四年一二月、四九一～四九四頁、20 中関宰判廃止につき御普請御入目米請去りの事、天明四年一二月～天明五年二月、四九五～四九七頁。原史料は「小郡宰判本控」。

(37) 同右、19 上郷を小郡宰判へ差戻しの事、天明四年一二月～天明五年正月一四日、四九四～四九五頁、48 小郡上郷山口宰判へ添石除の事、天明五年四月、一四八頁、原史料は「小郡宰判本控」。

(38) 同右、註(36) (37)。

(39) 前掲註(35)、二七六～二七七頁。

(40) 『郷土史 ふるさと西浦』補巻2 (二〇〇二年、西浦公民館内西浦文化研究会編・刊)、一六～二二頁。

(41) 天明七未ノ十一月より申ノ三月迄「西浦汐留三度并ニ砂持夫共ニ小郡より出張一件諸入目帳」、天明八年一二月、大庄屋・林文左衛門存之(作成)、林家文書、六一一～一〇七。

(42) 前掲註(35)では「田島村の西浦」の小郡宰判への移管は寛政二年一〇月(二七七頁)、註(40)も同様で田島の内「西ノ浦」が春定めより移管された。

(43) ①享和元年分「西浦修甫銀返納六月より十一月迄御上納算用帳」、享和元年一二月、西浦大庄屋・秋本源右衛門(作成)、林家文書、五三七～一〇五。②享和三年亥ノ九月ヨリ「西浦上納銀并ニ諸村差引帳」西浦大庄屋・林文左衛門存之(作成)、林家文書、四三三～一〇六。

(44) 「小郡勘場建替差図 小郡宰判本控所載 文化九年」(山口県教育委員会文化財保護課編『萩藩宰判勘場跡』(山口県未指定文化財調

査報告書 一〇)(二〇〇二年、山口県教育委員会)、一〇〇頁。前掲註(27) 矢野論文は西浦大庄屋の詰める部屋と推定しているが、誤って「文政九年の勘場差図」(二三三頁)として引用している。

(45) 前掲註(3)の「林家文書目録」のうち、箱番9、枝番①～③の掛軸三軸。筆者の便宜上、右の目録を参照のうえ、註(3)の箱番2・4と同様に史料番号と仮題をつけた。

9-1 「林勇蔵「御仕成」沙汰書写外」(嘉永六年一二月～慶応三年)。

明治二年一〇月杉修道民事権少参事訓話、明治一〇年共同会社報賞状等を含む。

9-2 「林勇蔵任免沙汰書及褒賞状」(安政二年八月～文久二年閏八月)

9-3 「林勇蔵任免沙汰書」(文久二年一二月～明治一〇年五月一七日)

(46) 前掲註(3)、2-2所収。

(47) 前掲註(2)の③、凡例。「林家日記一覽」は四九五～四九七頁。本稿表3の史料番号欄に○印を付した元治元年～慶応四年(標題年次)の「日記」「手控」「諸控」八冊が翻刻掲載された。

(48) 前掲註(16)三一頁、「おおじょうや 大庄屋」の項、及び六三頁、「けいまいがた 恵米方」の項。

(49) 前掲註(12)、『もりのしげり』、三一九頁。

(50) 前掲註(2)の①、第二編八「陶村行政刷新」、四八～四九頁。

一部誤読を修正した全文を次に掲げる。原史料は註(45)の林家文書9―2及び9―3所収。切紙を切り離して前者の最下段と後者の最上段に貼付してある。

覚

大庄屋

林 勇藏

右当九月より陶村、同惣給小都合役座御用取捌申付候者、陶村之儀者抽余村難洪多、追々仕組成立之遂詮議候処、其目途も不立、地下風俗も何となく不立趣二相聞、旁以難措事二付、厚く詮議之上数年諸役相勤、巧者之儀二付諸事公私御為能可遂所勤候、且是迄之勤功二対し伴秀之進足役代勤差免候事

戊「文久二年」閏八月

(51) 林家文書、五三〇―五一、豎帳。

(52) 林弥助の恵米方就任時期は、本稿表4の③「小郡上中郷地下囲米根帳」(林家文書、四〇三―一七)によって、清算引合せ後の奥書署名で確認すると、文政一三、天保二・五・六・一四、弘化元年で、弘化二年大庄屋に就任している。

(53) 『山口県史』史料編 幕末維新I(二〇〇二年、山口県編・刊)所収、「1 小郡諸修補受払御算用一紙 子八月」(林家文書、五三〇―五三三)、九五二―九五七頁、「解題」九五〇―九五七頁。「2 御仕組米其外預米請払帳 天保二年九月より」(同右、六〇六―〇五)、九

七三―一〇一七頁、「解題」九七二頁。

解題によると、萩藩の地方支配役人「佐藤寛作手控」(註(64)参照)による修補の分類では、前者は郡奉行所管轄の①「定払修補米」、②「定払車貸修補」、③「定払別廉修補」の三種、後者は代官所管轄の④「勘場惱修補」に相当する。

(54) 例えば嘉永五子年分「小郡諸修補請払御算用一紙」(林家文書、五三〇―五四)、文久元酉年分「同右」(同右、五三〇―〇六)。

(55) 前掲註(16)、六三頁、「けいまいがた 恵米方」の項。

(56) 前掲註(27)、二二八頁。

(57) 前掲註(48)に同じ。

(58) 前掲註(49)に同じ。

(59) 又野誠「近世後期長州藩の諸郡修補制度と村落―小郡宰判上中郷水損田仕組米を事例として―」『山口県地方史研究』第五九号、一九八八年六月、二三―二四頁。表1「宰判の大庄屋元で統括される修補米銀」は、註(64)の「佐藤寛作手控」によるもので、前掲註(53)の①―④の事項に、代官所管轄の⑤「勘番惱内修補米銀」が加わる。

(60) 前掲註(45)、林家所蔵文書9―3所収。

大庄屋

林 勇藏

右気分相二付役儀断申出、如願差免候、尤数年勤勞有之事二付、身柄大庄屋首席二差置候間、気分快時節八部署罷出、

大庄屋・御恵米方之御用筋及示談候ハ、無腹臈氣付筋可申
聞候事

辛未十一月

先大庄屋

林 勇藏

右当分仕組懸り申付候事

辛未十一月

(貼紙朱字書入)

明治四未十一月十三日夜大属糸賀外衛様・少属来栖様より
被仰渡候事

- (61) 小郡宰判の石高・人口は前掲註(27)、一二〇頁。経済概況は前掲註(36)、「解説 近世山口の町と村」、二一(三) 木部和昭「小郡宰判の概況」山口宰判との比較を中心に、二九〜三六頁。
- (62) 前掲註(27)、一二九頁。
- (63) 山口県文書館編『萩藩四冊御書付』(一九六二年、山口県地方史学会)、五七頁。
- (64) 山口県文書館内山口県地方史学会編『佐藤寛作手控』(一九七五年、佐藤栄作刊)、二〜三頁。
- (65) 前掲註(53)、九五四頁。
- (66) 文久三年亥九月「内修補米銀請払帳」(元治元年八月、恵米方林

勇藏作成)、林家文書、五三五―〇三。この史料は「請之座」と「払之座」から構成され、前者の収入総額は米二二三石一斗五升三合、銀三万二六九九匁二分七厘二毛、収入の費目は米が定払修甫からの六〇石、諸囲石三二六四石余の利米一五八石など四費目、銀は紺屋、鬻付屋、塩浜問屋、油屋などの運上、諸職人の水役銭、川口の諸口銭、津市・丸尾崎の魚せり座口銭、売米など二四費目であった。後者の支出総額は米全額、銀四万四五四匁二分四毛で、決算は銀一万一八四九匁九分三厘二毛の「払過」となり、これを「窮民修甫より払出被仰付」補填している。

(67) 前掲註(2)の②『小郡町史』増訂版、五二〜五三頁、「林勇藏手記」による説明によると、打廻手子は文久年間初めて置かれ、代官配下の目付役で郡中を偵察、控物手子は諸願書・沙汰物に係り、庶務手子は常に郡内の受持区域を巡視して苦情を偵察、庄屋の事務を監察・補助した。

(68) 前掲註(2)の②、五三〜五四頁、恵米方「給料」(年額)は、定払修補から恩米四石五斗と御心付六八六匁(本稿表5の「根銀」と同額)、外に内修補から三歩(三〇%)増し、計八九一匁八分の支給という説明である。同じく①の四五頁の説明は「御心付」銀が前者の根銀のみである。

(69) 前掲註(27)、一四〇頁、註(9)。

(70) 前掲註(16)、四九頁、「かんばやくにん 勘場役人」。